# 仙台市地域防災計画 共通附属資料

# 共通附属資料 一覧

	資 料	担当機関
1 防災:		
1–1	仙台市防災会議条例	危機管理局
1-2	仙台市防災会議規程	危機管理局
1-3	仙台市防災会議委員及び幹事	危機管理局
1-4	仙台市危機管理連絡本部会議設置要綱	危機管理局
2 組織	· 動員	
2-1	仙台市災害対策本部条例	危機管理局
2-2	仙台市災害対策本部運営要綱	危機管理局
2-3	仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領	危機管理局
2-4	仙台市災害警戒本部運営要領	危機管理局
2-5	非常配備等に関する要領	危機管理局
3 災害	予防	
3–1	都市の防災化関連資料	都市整備局
3-2	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の特例措置による実施箇所	都市整備局
3-2-2	造成宅地滑動崩落緊急対策事業による実施箇所	都市整備局
3-3	津波からの避難の手引き	危機管理局
3-4	仙台市総合防災訓練基本方針	危機管理局
3-5	仙台市総合防災訓練実施要綱	危機管理局
3-6	地域団体や自主防災組織等による個別訓練の種別 危機管理局	
4 情報(	の収集伝達・広報	
4-1	仙台市津波情報伝達システム	危機管理局
4-2	仙台市防災行政用無線の管理運用に関する要綱	危機管理局
4-3	仙台市交通局無線配備状況等	交 通 局
4–4	仙台市ガス局無線系統図	ガ ス 局
4–5	仙台市庁舎間通信ネットワーク図	財 政 局
4-6	気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類と発表基準	仙台管区気象台
4-7	被害状況報告 (様式 1-1~1-2-2)	危機管理局
4-8	災害発生状況報告 (様式 2)	危機管理局
4-9	避難状況報告 (様式 3)	危機管理局
4-10	公共土木施設被害状況報告(様式 4)	危機管理局
4-11	公共施設等被害状況報告(様式5)	危機管理局
4-12	ライフライン被害状況報告 (様式 6)	危機管理局
4-13	農業関係被害状況報告 (様式 7)	危機管理局
4-14	火災発生状況報告 (様式 8)	危機管理局
4-15	被害報告等の認定基準	危機管理局
4-16	県及び国に対する報告要領	危機管理局
4-17	宮城県別紙様式	危機管理局
4-18	報道機関一覧表	総務局

4-19	津波警報等発表時における避難広報等活動要領	消防局
4-20	津波警報等発表時における津波警戒関係区の避難広報等活動要領	危機管理局
5 消防		
5-1	消防団の組織等	消防局
5-2	仙台市消防局救急自動車配備署所一覧	消防局
5-3	主な救急自動車積載資器材一覧	消防局
6 避難等		
6-1	仙台市ハザードマップ・せんだいくらしのマップ	危機管理局
6-2	マイタイムライン作成様式	危機管理局
6-3	要配慮者利用施設等(水防法第 15 条第 1 項第 4 号の施設)一覧	危機管理局
6-4	要配慮者利用施設 (土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設) 一覧	危機管理局
6-5	避難情報発令の根拠法令一覧表	危機管理局
6-6	指定緊急避難場所一覧表	危機管理局
6-7	指定避難所一覧表	危機管理局
6-8	福祉避難所一覧表	健康福祉局
6-9	地域避難場所一覧表	危機管理局
6-10	広域避難場所一覧表	危機管理局
6-11	帰宅困難者一時滞在施設一覧表	危機管理局
6-12	石油コンビナート仙台地区避難所	危機管理局
6-13	コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫一覧	危機管理局
6-14	仙台市災害救助物資管理要綱	危機管理局
6-15	コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫備蓄資機材基準数量	危機管理局
6-16	避難情報発令に伴う災害種別開設避難所等一覧	危機管理局
6-17	原子力災害広域避難者受入れ施設一覧表	危機管理局
6-18	防災重点ため池一覧	経済局
6-19	防災公園一覧	建設局
7 応援		
7–1	災害時における応援協力に関する協定等一覧表	危機管理局
7–2	自治体との相互応援協定に基づく連絡担当部局	危機管理局
7–3	緊急消防援助隊受援体制	消防局
7–4	自衛隊の派遣要請連絡先及び担任地域等	危機管理局
7–5	自衛隊災害派遣要請等様式	危機管理局
8 輸送		
8-1	公用自動車一覧	財 政 局
8-2	緊急輸送道路ネットワーク図	建設局
8-3	大規模災害に伴う交通規制実施要領	宮城県警察本部
8-4	各機関所有のヘリコプター一覧	消防局
8-5	飛行場外離着陸場適地一覧(臨時ヘリポート)	消防局
8-6	臨時ヘリポートの適地基準	消防局
8-7	物資集配拠点候補施設	危機管理局

9 その化	也の災害応急対策	
9–1	仙台市災害救助法施行細則	危機管理局
9-2	救助日報	危機管理局
9-3	救助実施記録日計票	危機管理局
9-4	主な相談内容及び関係機関、担当部一覧	危機管理局
9–5	消毒用薬剤在庫状況	健康福祉局
9-6	県内火葬場一覧	健康福祉局
9–7	他県の主な市の火葬場一覧	健康福祉局
9-8	一般廃棄物(ごみ)収集運搬委託業者一覧	環境局
9-9	一般廃棄物(ごみ)収集運搬車両一覧表	環境局
9-10	一般廃棄物(し尿)収集運搬車両一覧表	環境局
9-11	一般廃棄物(し尿系汚泥)収集運搬許可業者一覧	環境局
9-12	宮城県沿岸排出油等防除協議会会員一覧表	宫城海上保安部
9-13	宮城県沿岸排出油等防除協議会連絡系統図	宫城海上保安部
9-14	仙台市高速鉄道駅舎の概要	交 通 局
9-15	災害時給水施設 水 道 局	
9-16	公用負担命令権限証	
9–17	公用負担通知書 危機管理局	
9-18	救急告示病院・災害拠点病院一覧 健康福祉局	
9-19	災害応急用井戸登録事業所の一覧 環境局	
9-20	仙台市消防局災害対応自家用給油取扱所における大規模災害時の給油優先順位	危機管理局
10 危険	区域等	
10-1	土砂災害危険区域等一覧	都市整備局
10-2	土砂災害警戒区域等一覧	都市整備局
11 復旧	• 復興	
11-1	仙台市災害見舞金支給要綱	健康福祉局
12 参考	資料	
12-1	気象庁震度階級関連解説表	仙台管区気象台
12-2	主な既往地震災害	危機管理局
12-3	仙台市の気象概況	仙台管区気象台
12-4	過去の内水による水害 (昭和61年台風第10号8.5豪雨のようす)	危機管理局
12-5	仙台市災害多言語支援センター	文化観光局

## 仙台市防災会議条例

昭和37年12月24日 仙台市条例第37号

(目的)

- 第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、仙台市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。 (所掌事務)
- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 仙台市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - (2) 仙台市(以下「市」という。)の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てるものとし、その定数は75人以内とする。
  - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
  - (3) 宮城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (4) 宮城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - (5) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (6) 市の地域において業務を行う公共的団体に属する者のうちから市長が委嘱する者
  - (7) 市の教育長
  - (8) 市の消防長及び消防団長
  - (9) 市の職員のうちから市長が委嘱又は任命する者
  - (10) 前各号に掲げる者のほか、防災に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。 (専門委員)
- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定 地方公共機関の職員、学識経験のある者又は市の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に、幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。 (部会)

第6条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理するものとする。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議及び部会の議事及び運営に関し必要な事項は、 会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(昭和38年3月規則第6号で、昭和38年3月30日から施行)

附 則 (昭62.9 改正)

この条例は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則 (昭63.2 改正)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則 (昭63.12 改正)

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則(平元.3 改正)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平11.12 改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平24.3 改正)

この条例は、公布の日から施行する。

## 仙台市防災会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台市防災会議条例(昭和37年仙台市条例第37号)第7条の規定に基づき、仙台市防災会議(以下「防災会議」という。)及び部会の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

- 第2条 防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前まで開催日時、開催場所及び議事事項を示して、 委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。
- 2 委員は、病気その他の理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。この場合において、委員は、その代理者を出席させることができる。

(会議録)

- 第3条 防災会議に関する次の事項は、会議録に記載しなければならない。
  - (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
  - (3) 説明等のため出席した者の氏名
  - (4) 諸報告の大要
  - (5) 議事の大要
  - (6) その他会議において必要と認める事項

(部会)

- 第4条 防災会議に置く部会の数、名称及び構成については、会長が防災会議にはかって定める。
- 2 部会の招集は、部会長が会長の承認を得て第2条第1項の例に準じて当該部会に属する委員に通知して行うものとする。
- 3 関係部会は、前項の規定により付議された事項の調査審議を終わったときは、すみやかに報告書 を議事録に添え会長に提出するものとする。
- 4 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

(幹事会議)

- 第5条 会長は、防災会議の運営について必要があるときは、幹事会議を開催することができる。
- 2 部会長は、部会の運営について必要がある時は、会長の承認を得て、関係の幹事会議を開催することができる。
- 3 幹事会議の運営については、防災会議の例に準ずるものとする。

(専決処分)

- 第6条 会長において防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防 災会議を招集することができないとき、又は防災会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて は、会長は専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

附則

この規程は、昭和60年2月28日から施行する。

附則

この規程は、昭和63年2月20日から施行する。

# 仙台市防災会議委員及び幹事

令和5年7月31日現在

	令和5年7月31日現在
会 長	市長
機関名	委 員 幹 事
1 指 定 地 方 行 政 機 関 東 北 財 務 局	長   総   務   部   総   務   課   長   表   表   を   を   を   を   を   を   を   を
2 自   衛   隊     陸上自衛隊第22即応機動連隊     3 県   の 知 事 部 局 명     宮   城   県	連 隊 長 第 3 科 長 復興・危機管理部長 復興・危機管理部防災推進課長
4 県 警 察   宮 城 県 警 察	仙台市警察部長警備部警備課災害対策室長
5 指 定 公 共 機 関東日本旅客鉄道㈱東北本部東日本電信電話㈱宮城事業部東北電力ネットワーク㈱仙台電力センター日本通運株式会社仙台支店日本赤十字社宮城県支部日本放送協会仙台放送局東日本高速道路㈱東北支社仙台東管理事務所東日本高速道路㈱東北支社仙台管理事務所東日本高速道路㈱東北支社仙台管理事務所	執行役員東北本部長 執行役員宮城事業部長 所 長 総 務 課 長 新行役員北海道・東北ブロッ ク地域総括兼仙台支店長 事 務 局 長 事 業 推 進 課 長 局 長 コンテンツセンター専任部長 所 長 副 所 長
6 指 定 地 方 公 共 機 関 東 北 放 送 株 式 会 社 株 式 会 社 仙 台 放 送 株 式 会 社 東 日 本 放 送 株 式 会 社 エ フ エ ム 仙 台	報道制作局長報道制作局長報道制作局長報道制作局長報道制作局長報道制作局長報道制作局長報道制作局部最下級。 超過數學 超過數學 超過數學 超過數學 超過數學 超過數學 超過數學 超過數學

	機関名	委員	幹事
7	公 共 的 団 体		
	仙 台 市 医 師 会	会 長	事 務 局 長
	宮 城 中 央 森 林 組 合	代表理事組合長	総 括 部 長
	仙台市連合町内会長会	会 長	副 会 長
	仙台市民生委員児童委員協議会	副 会 長	
	仙台市女性防火クラブ連絡協議会	会 長	
	仙台商工会議所	女性会副会長	
	仙台市社会福祉協議会	会 長	次長兼地域福祉課長
	仙台市障害者福祉協会	会 長	常 務 理 事
	公益財団法人仙台観光国際協会	理 事 長	国際化推進部長
	公益財団法人せんだい男女共同参画財団	副 理 事 長	エル・ソーラ仙台 相談支援課長
8	防災に関し識見を有する者		
	特定非営利活動法人イコールネット仙台	代 表 理 事	
	エフエム仙台 防災・減災プロデューサー	エフエム仙台 防災・	
		減災プロデューサー	
9	仙 台 市 教 育 委 員 会	教 育 長	総務企画部総務課長
10	仙 台 市 消 防 局	局 長	総務部総務課長
11	仙 台 市 消 防 団		
	宮 城 県 消 防 協 会	仙台地区支部長	
		(宮城野消防団長)	宮城野消防団副団長
12	市長の部局		
		副 市 長	
		危機管理局長	危機管理局防災・減災部長
			危機管理局参事
			危機管理局危機管理課長
			危機管理局危機対策課長
			危機管理局防災計画課長
			危機管理局減災推進課長

## 仙台市危機管理連絡本部会議設置要綱

(平成15年3月31日市長決裁)

(目的及び設置)

第1条 本市における危機管理の総合的調整及び危機管理体制の充実強化を図るため、仙台市危機管理連絡本部会議(以下「連絡本部会議」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 連絡本部会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 本市の危機管理に関する基本方針の策定
  - (2) 重要な危機管理に関する基本計画の作成
  - (3) その他危機管理に関する重要な施策の策定
  - (4) 仙台市災害対策本部条例(昭和38年仙台市条例第22号)に基づく仙台市災害対策本部、仙台市危機管理に関する要綱(平成18年3月31日市長決裁)に基づく仙台市危機対策本部、仙台市国民保護対策本部及び仙台市緊急対処事態対策本部条例(平成18年仙台市条例第35号)に基づく仙台市国民保護対策本部及び仙台市緊急対処事態対策本部並びに仙台市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年仙台市条例第33号)に基づく仙台市新型インフルエンザ等対策本部の効率的な運営に必要な庁内体制の整備
  - (5) 仙台市防災会議条例(昭和37年仙台市条例第37号)第2条第1号の 規定に基づき作成された仙台市地域防災計画、武力攻撃事態等における国 民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第35 条第1項の規定に基づき作成された仙台市国民保護計画及び新型インフル エンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第8条第1項の規定 に基づき作成された仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画の円滑な実 施に必要な庁内体制の整備
  - (6) 危機管理に関する施策、計画等の実施の管理
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める危機管理に関する事務

#### (組織)

- 第3条 連絡本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、会務を総理する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本 部長が指名する副本部長が本部長の職務を代理する。

#### (会議)

第5条 本部長は、連絡本部会議を招集し、その議長となる。

#### (調整会議)

- 第6条 連絡本部会議に、部会として危機管理調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。
- 2 調整会議は、第2条第4号から第7号までに掲げる事務その他本部長が指 定する事務を分掌する。
- 3 調整会議に部会長を置き、市長職務代理順序規則(平成19年仙台市規則第37号)に定める市長の職務を代理する副市長の順序の第1位の副市長をもって充てる。
- 4 調整会議に副部会長を置き、市長職務代理順序規則(平成19年仙台市規則 第37号)に定める市長の職務を代理する副市長の順序の第2位の副市長を もって充てる。
- 5 調整会議に属すべき本部員は、危機管理局長、総務局長、財政局長、消防局長及び付議された事項に関係する局の局長とする。
- 6 前2条の規定は、部会長及び副部会長について準用する。

#### (調整会議への付議)

- 第7条 部会長は、危機管理に関する重要事項について、特に必要があると認めるときは、前条第2項の規定にかかわらず、当該事項を調整会議に付議し、 審議することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、危機管理に関する重要事項について、危機管理 局長が必要と認めるとき又はその他の本部員が危機管理局長と協議の上必要 と認めるときは、当該事項を調整会議に付議することができる。
- 3 前項の協議は、必要な資料を添付してこれを求めなければならない。
- 4 危機管理局長は、前項の規定により協議を求められた場合において、必要 があると認めるときは、その事項に関係のある他の局の本部員に対し、協議 を求めることができる。

#### (連絡本部会議への付議等)

- 第8条 部会長は、必要に応じ、調整会議における審議の結果を連絡本部会議 に付議し、又は報告するものとする。
- 2 危機管理に関する重要事項で急施を要するものその他特別の事情があるもの(前条第2項の事務を含む。)について、危機管理局長が必要と認めるとき

又はその他本部員が危機管理局長と協議の上必要と認めるときは、当該事項 を連絡本部会議に付議することができる。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の協議について準用する。

#### (幹事)

- 第9条連絡本部会議に幹事を置く。
- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 前項に定めるもののほか、本部員は、必要があると認めるときは、本部員の属する局の課長のうちから、臨時に幹事を指名することができる。
- 4 幹事は、連絡本部会議の運営について本部員を補佐する。

#### (幹事会議)

- 第10条 危機管理局長は、第7条第2項又は第8条第2項の規定により付議しようとする場合において、事前の調整を必要とすると認めるときは、座長及び幹事の全部又は一部により構成される幹事会議を招集することができる。
- 2 幹事会議に座長を置き、危機管理部長をもって充てる。
- 3 座長は、幹事会議の会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、危機管理課長が座長の職務を代理する。
- 5 部会長が、第7条第1項又は第8条第1項の規定により付議しようとする場合又は危機管理局長以外の本部員が第7条第2項又は第8条第2項の規定により付議しようとする場合において、事前の調整を必要とすると認めるときは、危機管理局長に対し幹事会議の招集を求めることができる。
- 6 座長は、意見聴取のため、幹事会議に危機管理局長を出席させることができる。

#### (庶務)

第11条 連絡本部会議の庶務は、危機管理局危機管理課、危機管理局危機対策 課、危機管理局防災計画課、危機管理局減災推進課において処理する。

#### (雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、連絡本部会議の運営に関し必要な事項 は本部長が別に定める。

附 則

#### (実施期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

(仙台市防災対策連絡本部会議設置要綱の廃止)

2 仙台市防災対策連絡本部会議設置要綱(平成9年3月31日市長決裁)は廃

止する。

附則

- この改正は、平成16年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成17年1月21日から実施する。 附 則
- この改正は、平成17年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成17年10月3日から実施する。 附 則
- この改正は、平成18年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成19年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成20年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成22年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成24年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成26年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成27年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成28年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、令和2年4月14日から実施する。 附 則
- この改正は、令和3年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、令和5年4月1日から実施する。

#### 別表1 (第3条関係)

危機管理局長 都市整備局長 青葉区長 建設局長 総務局長 宮城野区長 まちづくり政策局長 議会事務局長 若林区長 会計管理者 財政局長 太白区長 市民局長 消防局長 泉区長 本部員 健康福祉局長 教育長 こども若者局長 水道事業管理者 環境局長 交通事業管理者 経済局長 ガス事業管理者 文化観光局長 病院事業管理者

#### 別表2 (第9条関係)

危機管理局危機管理課長 建設局総務課長 危機管理局危機対策課長 議会事務局庶務課長 危機管理局防災計画課長 会計室会計課長 危機管理局減災推進課長 消防局総務課長 危機管理局新型コロナウイルス感染症対策調整担当課長 教育局総務課長 総務局庶務課長 水道局総務課長 まちづくり政策局政策調整課長 交通局総務課長 幹事 財政局財政企画課長 ガス局総務課長 市民局区政課長 市立病院総務課長 健康福祉局総務課長 青葉区区民生活課長 こども若者局総務課長 宮城野区区民生活課長 環境局総務課長 若林区区民生活課長 経済局経済企画課長 太白区区民生活課長 文化観光局交流企画課長 泉区区民生活課長 都市整備局総務課長

## 仙台市災害対策本部条例

昭和38年10月1日 仙台市条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、仙台市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部 の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務 に従事する。

(部)

- 第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当る。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前二条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平8.3 改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平24.10 改正)

この条例は、公布の日から施行する。

## 仙台市災害対策本部運営要綱

(平成9年3月31日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市災害対策本部条例(昭和38年仙台市条例第22号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、仙台市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

- 第2条 市長は、次の場合に本部を設置する。
  - (1) 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき
  - (2) 宮城県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき
  - (3) 市内に気象特別警報 (暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報 )、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき
  - (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき((3)の場合を除く。)
  - (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき
  - (6) その他市長が必要と認めるとき
- 2 本部は、原則として青葉区役所庁舎4階災害情報センターに設置する。
- 3 本部は、市域において予想された災害発生の危険が解消したと認めるとき、又は災害発生 後において、災害応急対策等の措置が完了したときに廃止する。
- 4 市長は、本部を設置又は廃止したときは、関係機関に通知するとともに、市民に周知するものとする。
- 5 本部から各部・各区本部への指示及び連絡等については、防災指令書(様式)により通知 する。ただし、緊急により通知する暇がない場合は、防災行政用無線等により通知するもの とする。

(副本部長等)

- 第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。
- 2 副本部長が職務を代理する順序は、市長職務代理順序規則(平成17年仙台市規則第46号)に 定める順序の例による。
- 3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、別表1本部員の項に掲げる職にある者及 び災害対策本部長(以下「本部長」という。)が必要と認める者をもって充てる。
- 4 本部員のうち、危機管理監を主管本部員とする。
- 5 主管本部員は、本部長及び副本部長を補佐し、本部長の命を受けて本部運営に関する統括 、調整及び指示を行うことができる。
- 6 本部に幹事を置き、別表1幹事の項に掲げる職にある者及び本部長が必要と認める者をもって充てる。
- 7 幹事は、次条に規定する本部員会議に付議すべき事項を事前に調整するとともに、本部長が指示した事項を調査検討する。

(本部員会議)

- 第4条 本部員会議は、本部長、副本部長、主管本部員及び本部員をもって構成し、災害対策 に関する重要事項を協議決定し、実施する。
- 2 本部員会議は本部長が招集する。
- 3 主管本部員は、特定の災害対策について協議する必要があると認めるときは、本部長の命を受け、当該災害に関係のある職にある本部員で構成する関係本部員会議を開催し、これを総括する。

(部)

- 第5条 本部に、別表2部の項に掲げる部を置く。
- 2 部に班を置き、別表3の事務を分掌する。
- 3 部に、条例第3条第3項に定める部長のほか、副部長及び班長を置く。

- 4 部長及び副部長は、別表3に掲げる職にある者をもって充てるものとし、班長は、部長が指名する。
- 5 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、あらかじめ部長が指名する副部長がそ の職務を代理する。
- 7 第3項の規定に掲げる班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(情報連絡室)

第6条 部長は、本部の設置と同時に部に情報連絡室を設置し、部内部における指揮体制及び 情報連絡体制を確保する。

(区本部)

- 第7条 本部に、別表2区災害対策本部の項に掲げる区災害対策本部(以下「区本部」という。)を置く。
- 2 区本部は、原則として、各区役所に設置する。
- 3 区本部に班を置き、別表4の事務を分掌する。
- 4 区本部に、区災害対策本部長(以下「区本部長」という。)、区災害対策副本部長(以下「 区副本部長」という。)、区災害対策本部員(以下「区本部員」という。)及び班長を置く。
- 5 区本部長、区副本部長及び区本部員は、別表4に掲げる職にある者をもって充てるものと し、班長は、区本部長が指名する。
- 6 区本部長は、本部長の命を受けて区本部の事務を掌理する。
- 7 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときは、あらかじめ区本部長が指 名する区副本部長がその職務を代理する。
- 8 区本部員は、区本部長の命を受けて、区本部の事務に従事する。
- 9 第4項の規定に掲げる班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督 する。

(区本部員会議)

- 第8条 区本部員会議は、区本部長、区副本部長及び区本部員をもって構成し、区の区域内の 災害応急対策に必要な事項について協議、調整を行う。
- 2 区本部長は必要に応じて区本部員会議を招集し、主宰する。

(区本部の自主設置)

- 第9条 区長は、本部が設置されていない場合でも、必要と認めるときは、区本部を自主的に 設置することができる。
- 2 前項の規定により設置した区本部は、予想された災害の危険が解消したとき、又は災害発生後において災害応急対策等の措置が完了したときに廃止する。
- 3 区長は、区本部を自主的に設置し、又はそれを廃止したときは、直ちに危機管理監に報告 するものとする。
- 4 第2条第4項の規定は、第1項の規定により設置した区本部について準用する。

(区本部長の任務等)

- 第10条 区本部長は、区の区域内における災害対策の円滑な実施を推進するため、関係部の長 と緊密な連絡を図るものとする。
- 2 区本部長は、区内の災害応急対策について、緊急を要すると認めるときは、必要な限度において、区の区域を管轄する本庁出先機関の長に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。この場合、区本部長はその旨を速やかに本部長に報告するものとする。

(事務局)

- 第11条 本部に本部事務局、区本部に区本部事務局を置く。
- 2 本部事務局及び区本部事務局の組織及び運営等に関し、必要な事項は、別に定める。 (非常配備)
- 第12条 本部長は、本部を設置したときは、第3項に基づき定める事項により、非常配備を指令する。
- 2 本部長は、災害の状況に応じ、特定の部及び特定の区本部のみに非常配備を指令し、又は

部及び区本部間で異なる非常配備を指令することができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、非常配備に関し必要な事項は、別に定める。 (情報連絡員の派遣)
- 第13条 部長及び区本部長(以下「部長等」という。)は、本部が設置された場合、速やかに 情報連絡員を本部事務局に派遣する。
- 2 前項の情報連絡員は、部及び区本部からあらかじめ部長等が指名する。

(被害状況等の報告)

- 第14条 部長等は、それぞれの分掌事務に関する被害状況について、速やかに本部長に報告しなければならない。
- 2 被害状況等の報告に関し必要な事項は、別に定める。

(現地災害対策本部)

- 第15条 本部長は、局部的な災害又は特定の地域における応急対策活動等を推進するため、本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を置くことができる。
- 2 現地本部は、本部又は区本部が設置されていない場合においても設置することができる。
- 3 現地本部は、関係する部、区本部及び関係機関と協議し、被災地における応急対策の方針 等を決定する。
- 4 現地本部は、災害応急対策等が完了したときに廃止する。

(現地本部の組織及び運営)

- 第16条 現地本部に、現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)及び現地災害対策 本部員(以下「現地本部員」という。)を置く。
- 2 現地本部長は、本部長が本部員会議構成員のうちから指名する。
- 3 現地本部員は、現地本部長が所属する部又は区本部の職員のうちから現地本部長が指名する。

この場合において、現地本部長は必要に応じて関係する部又は区本部の職員のうちから現地本部員を指名することができる。

- 4 現地本部長は、現地本部要員として、必要に応じて関係する部又は区本部の職員の派遣を 当該部長又は区本部長に求めることができる。
- 5 現地本部の庶務は、現地本部長が所属する部又は区本部で行う。

(標識)

- 第17条 本部、区本部及び現地本部を設置した場合は、別図1の規格による表札を掲示するものとする。
- 2 本部長、副本部長、部長、区本部長及びその他の職員が被災現場において災害対策活動に 従事するときは、法令等において別段の定めがある場合を除き、別図2の規格による腕章を 着用するものとする。
- 3 災害時において災害活動に使用する自動車には、法令等において別段の定めがある場合を除き、別図3の規格による標旗をつけるものとする。

(災害警戒本部)

- 第18条 危機管理監は、本部の設置を要しない規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害警戒本部を設置することができる。
- 2 災害警戒本部の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(防災実施計画で定める事項)

- 第19条 局長及び区長は、仙台市地域防災計画に基づき作成する防災実施計画において、本部 が設置された場合の対応として次に掲げる事項について具体的に定めておくものとする。
  - (1) 災害時の組織及び任務に関する事項
  - (2) 職員の配備計画に関する事項
  - (3) 所管事務に係る活動内容に関する事項
  - (4) その他災害対策活動に必要な事項

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、本部の設置及び運営等に関し、必要な事項は、別に定

附則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から実施する。
- 2 仙台市災害対策本部運営要綱(平成元年11月20日市長決裁)は、廃止する。 附 則
  - この要綱は、平成10年4月1日から実施する。 附 則
  - この要綱は、平成11年4月1日から実施する。 附 則
  - この要綱は、平成12年4月1日から実施する。 附 則 (平成12年10月31日改正)
  - この要綱は、平成12年11月1日から実施する。 附 則 (平成13年3月28日改正)
  - この要綱は、平成13年4月1日から実施する。 附 則 (平成14年3月28日改正)
  - この要綱は、平成14年4月1日から実施する。 附 則 (平成15年3月31日改正)
  - この要綱は、平成15年4月1日から実施する。 附 則 (平成16年3月30日改正)
  - この要綱は、平成16年4月1日から実施する。 附 則 (平成17年3月28日改正)
  - この要綱は、平成17年4月1日から実施する。 附 則 (平成18年3月27日改正)
  - この要綱は、平成18年4月1日から実施する。 附 則 (平成19年3月28日改正)
  - この要綱は、平成19年4月1日から実施する。 附 則 (平成20年3月31日改正)
  - この要綱は、平成20年4月1日から実施する。 附 則 (平成21年3月31日改正)
  - この要綱は、平成21年4月1日から実施する。 附 則 (平成22年3月30日改正)
  - この要綱は、平成22年4月1日から実施する。 附 則(平成24年3月30日改正)
  - この要綱は、平成24年4月1日から実施する。 附 則(平成24年10月9日改正)
  - この要綱は、平成24年10月9日から実施する。 附 則 (平成25年3月29日改正)
  - この要綱は、平成25年4月1日から実施する。 附 則 (平成25年8月27日改正)
  - この要綱は、平成25年8月30日から実施する。 附 則 (平成26年3月31日改正)
  - この要綱は、平成26年4月1日から実施する。 附 則 (平成27年3月31日改正)
  - この要綱は、平成27年4月1日から実施する。 附 則 (平成28年3月31日改正)
  - この要綱は、平成28年4月1日から実施する。 附 則 (平成29年3月31日改正)
  - この要綱は、平成29年4月1日から実施する。 附 則 (平成30年3月30日改正)

- この要綱は、平成30年4月1日から実施する。 附 則 (平成31年3月29日改正)
- この要綱は、平成31年4月1日から実施する。 附 則 (令和2年3月26日改正)
- この要綱は、令和2年4月1日から実施する。 附 則(令和3年3月30日改正)
- この要綱は、令和3年4月1日から実施する。 附 則(令和4年3月31日改正)
- この要綱は、令和4年4月1日から実施する。 附 則 (令和5年3月31日改正)
- この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表1 (第3条関係)

本	部	長	市長	副本部長	副市長
			主管本部員:危機管理監		
			危機管理局長	文化観光局長	交通事業管理者
			総務局長	都市整備局長	ガス事業管理者
			まちづくり政策局長	建設局長	病院事業管理者
			財政局長	会計管理者	青葉区長
本	部	員	市民局長	消防局長	宮城野区長
			健康福祉局長	教育長	若林区長
		こども若者局長	議会事務局長	太白区長	
			環境局長	水道事業管理者	泉区長
			経済局長		
			総務局庶務課長	文化観光局交流企画課長	交通局総務課長
			まちづくり政策局政策調整課長	都市整備局総務課長	ガス局総務課長
			財政局財政企画課長	建設局総務課長	市立病院総務課長
			市民局区政課長	会計室会計課長	青葉区区民生活課長
幹	幹事	事	健康福祉局総務課長	消防局総務課長	宮城野区区民生活課長
			こども若者局総務課長	教育局総務課長	若林区区民生活課長
			環境局総務課長	議会事務局庶務課長	太白区区民生活課長
			経済局経済企画課長	水道局総務課長	泉区区民生活課長

## 別表2 (第5条及び第7条関係)

部	総務部 こども若き		建設部	水道部
	まちづくり政策部	環境部	会計部	交通部
	財政部	経済部	消防部	ガス部
	市民部	文化観光部	教育部	市立病院部
	健康福祉部	都市整備部	議会部	
区災害対策本部	青葉区災害対策本部		太白区災害対策本部	
	宮城野区災害対策本部		泉区災害対策本部	
	若林区災害対策本部			

部 事 務 分 掌 表

## 各部共通処理事項

ナベアの町の	1	職員の招集に関すること
すべての班の	2	職員の参集状況の報告に関すること
共通処理事項	3	職員の罹災状況の把握に関すること
	4	関係機関との連絡調整及びその報告に関すること
	(5)	各種保存文書、情報システム及びそのデータの保全に関すること
	6	各区災害対策本部、他部及び他班の応援に関すること
	7	避難所運営に関すること(指定された班に限る)
各部庶務担当班	1	部内職員の招集及び参集状況の集約に関すること
台市	2	部所管施設における被害状況の集約に関すること
共通処理事項	3	部内の応急対策実施状況の集約に関すること
	4	部所管施設における避難状況の集約に関すること
	(5)	部内各班の連絡調整に関すること
	6	本部、区本部、他の部との連絡調整に関すること
	7	各部所管業務に関する災害記録の収集及び整理に関すること
	8	各部所管業務に関する応援職員の受け入れに関すること
	9	部内他班に属さないこと
	10	部内における避難所担当職員の調整に関すること
	11)	各部内の支援ニーズの把握に関すること
	12	部内の燃料在庫及び需要の把握に関すること(調達手段の検討含む)

#### 総 務 部

担 当 局(総務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局) 長 (総務局長) 副 部 長 (総務局次長、総務局次長 (政策広報担当)、総務部長、人材育成部長、東京事務所長、選 举管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長) ① 本部事務局の事務に関すること 本部事務局 (広報課) ② 災害記録の収集及び整理に関すること ③ 被災者支援情報の収集及び整理に関すること ④ 広報紙、ホームページによる市民への災害広報に関すること ⑤ 報道機関への情報の提供、報道機関への対応及び報道要請に関す ること ⑥ 記者会見に関すること ⑦ その他関係機関との連絡調整に関すること ① 本部長及び副本部長の秘書に関すること 秘書班 ② 視察者、見舞者等の接遇に関すること (秘書課) 【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】 庶務班 ① 引き継ぎ保存文書の保全に関すること (庶務課) (文書法制課) (行政経営課) ① 職員の参集、配備状況の総括に関すること 職員班 (人事課) ② 各部、区本部間の職員の配備の調整に関すること (臨時的任用職 (労務課) 員に関することを含む) ③ 職員のり災状況の総括に関すること ① 職員の安全衛生に関すること 厚生班 (厚生課) ② 職員の食料及び毛布等の調達に関すること (職員共済組合事務局) (職員互助会) (職員研修所) ① 所管施設の保全に関すること 東京事務所班 (東京事務所) ② 国その他関係機関との連絡調整に関すること ① 応急仮設住宅の入居者の募集及び受付に関すること 応急仮設住宅班 (監査事務局) ② 応急仮設住宅の入退居等の管理に関すること (選举管理委員会事務局) (人事委員会事務局)

# まちづくり政策部

担当局(まちづくり	〕政策局)			
部 長 (まちづく)	部 長 (まちづくり政策局長)			
副部長(デジタル戦	战略推進担当局長、まちづくり政策局次長、防災環境都市推進室長、政策企画部			
長、デジ	長、デジタル戦略推進部長)			
庶務班	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】			
(政策調整課)	① 視察者、見舞者等の接遇に関すること			
(政策企画課)	② 視察者、見舞者等に対する説明資料の作成に関すること			
(プロジェクト推進課)	③ 政府、国会等に対する陳情に関すること			
	④ 各部及び区本部間の業務の調整に関すること			
	⑤ 空港被害の把握に関すること			
	⑥ 港湾被害の把握に関すること			
防災環境都市推進	① 他班及び他部の応援に関すること			
班				
(防災環境都市推進室)				
情報班	① 各種情報システム及びそのデータの保全の総括に関すること			
(行政デジタル	② 各種ネットワーク(庁内LAN、統合ネットワーク、基幹系ネットワ			
推進課)	ーク)の保全に関すること			
(まちのデジタ	③ 各部が行うICTを活用した情報の発受信の支援に関すること			
ル推進課)	④ 被災者支援基礎情報システムの運用支援に関すること			
(情報システム課)				

# 財 政 部

担 当 局 (財政局)	
部 長(財政局長)	
副部長(税務監、財政	女局次長、財政部長、理財部長、税務部長、納税部長)
庶務班	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】
(財政企画課)	① 災害対策に係る予算の総合調整に関すること
(財政課)	
契約班	① 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること
(契約課)	② 災害時における広報誌及び資料等の浄書、印刷に関すること
(検査課)	
財産管理班 (財産管理課)	① 応急仮設住宅建設用地のリストアップに関すること
(別度官建議)	② 管理財産に係る被害の集約に関すること
応急修理住宅班	① 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関すること
(財産管理課)	
(用地課)	
庁舎管理班 (庁舎管理課)	① 庁舎の保全及び退避に関すること
(本庁舎整備室)	② 電源及び通信手段の確保に関すること
(1/4 1111/111111111111111111111111111111	③ 庁内放送の実施に関すること
	④ 共用車の運行調整、車両の借り上げに関すること
	⑤ 市営駐車場(仙台市二日町駐車場・仙台市勾当台公園地下駐車場)の指定管理
III /// //\	者との連絡調整に関すること
罹災総務班 (税制課)	① 災害対応税制全般(規定整備等)に関すること
(市民税企画課)	② 罹災証明等事務全般の進行管理等に関すること
(資産税企画課)	③ 庁内調整及び庁外への支援依頼等に関すること
(収納管理課)	④ 罹災証明等事務全般の補助に関すること
(徴収対策課(徴	⑤ 災害に伴う市税の減免及び徴収猶予の実施方針等に関すること
収企画係))	① 74-M
建物被害調査班 (市民税課)	① 建物被害認定調査に関すること
(資産課税課)	② 罹災証明書の発行に関すること
(北固定資産税課)	③ 災害に伴う市税の減免及び徴収猶予の適用に関すること
(南固定資産税課)	④ その他罹災証明等事務に関すること
(徴収対策課(徴収	
企画係を除く)) (北徴収課)	
(南徴収課)	

# 市 民 部

担 当 局(市民局)	
部長(市民局長)	
副 部 長(市民局次長	、区政部長、市民活躍推進部長、生活安全安心部長)
庶務班 (区政課) (戸籍住民課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】
	① 住民情報システム・戸籍システム及びそのデータの復旧に関する
	こと
広聴相談班	① 災害にかかる広聴相談(総合市政相談窓口・移動相談を含む)の
(広聴課)	総括に関すること
	② 他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関すること
市民活躍推進班(市民協働推進課)	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
	② 所管施設における一時避難者対策に関すること
(男女共同参画課) (地域政策課)	③ 災害時における所管施設との連絡調整に関すること
(PEPSON IN)	④ 市民活動団体等が行う災害支援に係る総合調整に関すること
	⑤ 災害時における女性相談に関すること
	⑥ 災害時におけるせんだい男女共同参画財団との連絡調整に関する
	こと(女性支援センターを含む)
	⑦ 災害時における仙台ひと・まち交流財団との連絡調整に関するこ
	ک
	⑧ コミュニティ・センター等地域施設の管理運営に関する連絡調整
	に関すること
生活安全安心班 (市民生活課) (自転車交通安全課) (消費生活センター)	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
	② 所管施設における一時避難者対策に関すること
	③ 災害時における所管施設との連絡調整に関すること
	④ 災害時の交通指導隊との連絡調整の総括に関すること
	⑤ 技能職団体への協力要請に関すること
	⑥ 地域の避難施設運営に係る総合調整に関すること
	⑦ 災害時における消費生活相談に関すること

担 当 局 (健康福祉局)

部 長 (健康福祉局長)

副部長(健康福祉局)	大長、地域福祉部長、障害福祉部長、保険高齢部長、保健衛生部長、保健所長、衛生
研究所長)	
庶務班 (総務課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】
	① 災害救助法に基づく国庫負担金に係る事務処理に関すること
(新型コロナウイルス ワクチン接種推進室)	② 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付の総括に関する
(社会課)	こと
(災害援護資金課)	③ 被災者生活再建支援制度の総括に関すること
(保護自立支援課)	④ 災害義援金の総括に関すること
(収納対策室)	⑤ 災害見舞金の総括に関すること
(保険年金課)	⑥ 災害時における仙台市社会福祉協議会との連絡調整に関すること
	⑦ 災害時における民生委員児童委員との連絡調整に関すること
	⑧ 市災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
	⑨ 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
	⑩ 所管施設における一時避難者対策に関すること
	⑪ 災害時要援護者情報登録制度に関すること
	⑫ 災害時における保険料等の減免の指導に関すること
	⑬ 住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者等との契約の総括に関す
	ること
	⑭ 応急仮設住宅の必要戸数の決定に関すること
	⑤ 応急仮設住宅の入居者の決定に関すること
	⑯ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅)の入退去等の管理の総括に関すること
	⑰ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅)関係団体への協力要請に関すること
	⑱ 災害時要援護者の避難支援の総括に関すること
	19 福祉避難所の開設に係る調整に関すること
	② 指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関すること
障害企画班	① 被災障害者援護の総括に関すること
(障害企画課)	② 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
(障害者支援課) (障害福祉サービス指導課)	③ 所管施設における一時避難者対策に関すること
(中日田町) 6、1日44()	④ 障害者福祉に係るボランティアに関すること
	⑤ 障害者福祉施設への緊急一時入所の総括及び連絡調整に関すること
障害者総合支援センター班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
(障害者総合支援センター)	② 被災障害者に係る相談及び指導に関すること
精神保健福祉総合センター班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
(精神保健福祉総合センター)	②被災障害者に係る相談及び指導に関すること
発達相談支援センター班 (北部発達相談支援センター)	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
	② 被災障害者に係る相談及び指導に関すること
(南部発達相談支援センター)	① 神巛宣絵孝授護の公托に開ナステル
高齢企画班 (高齢企画課)	① 被災高齢者援護の総括に関すること
( 同断 正 四 課 )	② 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること

(地域包括ケア推進課) (介護保険課) (介護事業支援課)	③ 所管施設における一時避難者対策に関すること
	④ 高齢者福祉施設への緊急一時入所の総括及び連絡調整に関すること
	⑤ 災害時における仙台市健康福祉事業団との連絡調整に関すること
	⑥ 高齢者福祉に係るボランティアに関すること
保健医療班	① 医療救護班の編成に関すること
(医療政策課) (健康政策課)	② 負傷者の発生状況の集約に関すること
	③ 医薬品、医療器具の調達及び配分に関すること
(健康安全課) (感染症対策室)	④ 災害時における保健活動に関すること
(松朱)正对从主)	⑤ (公財)仙台市医療センターとの連絡調整に関すること
	⑥(公財)仙台市救急医療事業団との連絡調整に関すること
	⑦ 医療ボランティアに関すること
	⑧ 被災者の医療救護・保健活動の総括に関すること
	⑨ 災害時医療連絡調整本部の設置に関すること
	⑩ 災害時医療連絡調整本部との連絡調整に関すること
	⑪ 周産期福祉避難所の開設・運営に関すること
生活衛生班	① 被災地の防疫の総括、防疫班の編成に関すること
(保健管理課)	② 防疫用薬剤、資機材の調達及び配分に関すること
(生活衛生課)	③ 食品、家庭用品等の衛生に関する監視、指導に関すること
	④ 貯水槽水道、飲用井戸水等の衛生指導に関すること
	⑤ 遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること
	⑥ 葬祭業者との連絡調整に関すること
	⑦ 墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること
	⑧ 災害時における仙台市公園緑地協会との連絡調整に関すること
生出診療所班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
(生出診療所)	② 救護活動に関すること
動物管理センター班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
(動物管理センター)	② 保護動物の安全確保に関すること
	③ 被災動物の保護、管理に関すること
食肉衛生検査所班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
(食肉衛生検査所)	② 災害時の食肉市場における食肉の衛生確保及び検査に関すること
食品監視センター班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
(食品監視センター)	② 災害時の中央卸売市場における食品の衛生確保及び検査に関すること
衛生研究所班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
(衛生研究所)	② 災害時における衛生に関する調査、試験検査に関すること
1	

# こども若者部

担 当 局(こども若者局)

部 長 (こども若者局長)

副 部 長 (こども若者局次長、こども家庭部長、こども若者支援部長、幼稚園・保育部長、児童相談所長)		
庶務班	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】	
(総務課)	① 被災児童の援護の総括に関すること	
(こども家庭保健課)	② 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること	
(こども支援給付課) (若者支援課)	③ 所管施設における一時避難者対策に関すること	
(いじめ対策推進課)	④ 児童福祉施設への緊急一時入所の総括及び連絡調整に関すること	
(児童クラブ事業推進課)	⑤ 社会福祉施設等との連絡調整に関すること	
(こども若者相談支援センター)		
幼稚園・保育班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること	
(運営支援課)	② 所管施設における一時避難者対策に関すること	
(幼保企画課)	③ 災害時における保育料の減免の指導に関すること	
(認定給付課)	○ TAX-1-20.0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
児童相談班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること	
(保護支援課) (相談指導課)	② 被災児童に係る相談及び指導に関すること	
(1日的公日:子味)	③ 要保護児童の緊急一時保護に関すること	

# 環 境 部

担当局(環境局)	
	環境局次長、環境部長、廃棄物事業部長、施設部長)
庶務班	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】
(総務課)	① 災害廃棄物(がれき、片づけごみ、津波堆積物の総称。以下同じ。)対策全体の
	進行管理に関すること
	② 災害廃棄物処理実行計画の策定及び処理の総括に関すること
	③ 災害廃棄物の処理に係る国・県及び他市町村等との連絡調整に関すること
環境企画班	① がれきの撤去に関すること(共管事項)
(環境企画課)	② 損壊家屋等の解体・撤去に関すること(共管事項)
地球温暖化対策推進班	① 避難所等の防災対応型太陽光発電設備の運転問い合わせに関すること
(地球温暖化対策推進	② がれきの撤去に関すること(共管事項)
課)	③ 損壊家屋等の解体・撤去に関すること(共管事項)
環境共生班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
(環境共生課)	② がれきの撤去に関すること(共管事項)
	③ 損壊家屋等の解体・撤去に関すること(共管事項)
環境対策班	① 危機時における大気汚染の防止に関すること
(環境対策課)	② 危機時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関すること
	③ 危機時における災害応急用井戸の活用に関すること
	④ がれきの撤去に関すること(共管事項)
	⑤ 損壊家屋等の解体・撤去に関すること(共管事項)
廃棄物企画班	① 一般廃棄物(災害廃棄物を含む。以下同じ。)処理の総括に関すること
(廃棄物企画課)	② 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
	③ 収集運搬業務委託業者への指導及び連絡調整に関すること
	④ 指定避難所における仮設トイレの設置・維持管理に関すること(共管事項)
	⑤ 市民用仮置場・がれき搬入場の設置及び運営管理に関すること(共管事項)
	⑥ がれき等発生量の算定に関すること
	⑦ 収集運搬車両・処理施設能力の算定及び手配に関すること
	⑧ 市民用仮置場・がれき搬入場の必要箇所・面積の算定及び手配に関すること
家庭ごみ減量班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
(家庭ごみ減量課)	② 一般廃棄物の処理に係る市民周知及び問い合わせ対応に関すること
	③ 一般廃棄物の処理に係る支援要請及び支援物資に関すること
	④ 市民用仮置場・がれき搬入場の設置及び運営管理に関すること(共管事項)
	⑤ 一般廃棄物(生活系のみ)の不法投棄・不適正排出対策に関すること
事業ごみ減量班	① 一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬許可業者への指導及び連絡調整に関するこ
(事業ごみ減量課)	と
	② 一般廃棄物(事業系のみ)及び産業廃棄物排出事業者の指導に関すること
	③ その他廃棄物の処理の指導に関すること
	④ 市民用仮置場・がれき搬入場の設置及び運営管理に関すること(共管事項)

	⑤ 一般廃棄物(事業系のみ)及び産業廃棄物の不法投棄・不適正排出対策に関す
	ること
環境事業班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
(各環境事業所)	② 災害廃棄物(片づけごみに限る。)の応急収集及び処分に関すること
	③ 市民用仮置場・がれき搬入場の設置及び運営管理に関すること(共管事項)
	④ 指定避難所等における仮設トイレの設置・維持管理に関すること(共管事項)
施設班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
(施設課)	② 一般廃棄物の埋立処分に関すること
	③ 代替処理施設の確保に関すること
工場班	① 所管施設の被害状況の確認及び復旧に関すること
(各工場)	② 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
	③ 一般廃棄物の焼却処理に関すること

#### 経 済 部

担当局(経済局) 長 (経済局長) 副 部 長 (経済局次長、産業政策部長、イノベーション推進部長、農林部長、中央卸売市場長、農業委員会事 務局長) 【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】 庶務·救援物資班 (経済企画課) ① 必要な食料等物資の把握に関すること (スタートアップ支援課) ② 各種業界団体からの支援の総括に関すること (産業振興課) ③ 所管協定に基づく要請に係る調整に関すること ④ 義援物資の受入れ及び配分に関すること ⑤ 各種業界団体からの食料等物資の調達に関すること ⑥ 物資集配拠点の開設に関すること ⑦ 物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関すること ⑧ 物資集配拠点におけるボランティアとの活動調整に関すること ⑨ 食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関すること ⑩ 局横断的な燃料の調達に関すること(本部内に特別班を設置) ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること 地域産業支援班 (中小企業支援課) ② 商工業の被害状況調査、集約及び報告に関すること (商業・雇用支援課) ③ 被災中小企業に対する支援に関すること (企業立地課) ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること 農政企画班 (農政企画課) ② 農林水産業の被害状況の集約に関すること (農業委員会事務局) ③ 水産業の被害状況調査に関すること ④ 水産業の災害復旧の指導に関すること ① 農作物等及び農業用施設(共同利用施設等)に係る被害の把握に関すること 農業振興班 (農業振興課) ② 農業の災害対策の企画立案に関すること ③ 農作物災害対策専門部会の開催に関すること ④ 家畜の防疫に関すること ⑤ 死亡獣畜(畜産業)の収集・処理の相談に関すること ① 所管施設の保全及びその総括に関すること 農林十木班 (農林土木課) ② 農地及び農業用施設(かんがい排水施設、農業用道路等)に係る被害の把握及 び被害の復旧に関すること ③ 農地及び農業用施設(かんがい排水施設、、農業用道路等)に係る災害対策の立 案、及び災害復旧の指導に関すること ④ 林地及び林地施設の被害状況調査に関すること ⑤ 林地及び林地施設の災害復旧に関すること ① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること 中央卸売市場班 (管理課) ② 災害時における青果物、水産物及び食肉の集荷及び分荷に関すること (業務課) (食肉市場)

## 文化観光部

担 当 局(文化観光局)	
部長(文化観光局長)	
副 部 長(文化観光局	う次長、東北連携推進室長、観光交流部長、文化スポーツ部長)
庶務班	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】
(交流企画課)	① 関係部署、機関との連携を通じての、外国人にかかる相談及び被
	害状況の把握、災害広報に関すること
	② 災害時における仙台観光国際協会との連絡、調整に関すること
	(仙台市災害多言語支援センターを含む)
	③ 仙台市災害時言語ボランティアに関すること
	④ 国際姉妹・友好都市/協定締結都市からの支援の受入れに関する
	こと(フィンランド共和国オウル市を除く)
東北連携推進班	① 部内の他班への応援に関すること
(東北連携推進室)	② 他の部又は区本部への応援に関すること
観光交流班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
(観光課) (誘客戦略推進課)	② 観光客の安全な避難・誘導の実施に必要な、宿泊施設や観光施設との連絡調整に
	関すること
	③ 一時的な宿泊場所等の必要な情報の提供にかかる、観光関連機関との連絡調整に
	関すること
	④ 仙台観光国際協会との連絡調整に関すること
文化スポーツ班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
(スポーツ振興課) (文化振興課)	② 所管施設における一時避難者対策に関すること
(青葉山エリア複合施設整備室)	③ 災害時における所管施設との連絡調整に関すること
TOTAL TO INDIVIDUAL TO THE TOTAL TO THE TOTAL TOTAL TO THE TOTAL T	④ 災害時における仙台市スポーツ振興事業団との連絡調整に関する
	こと
	⑤ 災害時における仙台市市民文化事業団及び仙台フィルハーモニー
	管弦楽団との連絡調整に関すること

#### 都 市 整 備 部

担 当 局(都市整備局) 部 長(都市整備局長) 副 部 長(都市整備局次長、技術管理室長、計画部長、総合交通政策部長、市街地整備部長、公共 建築住宅部長、建築宅地部長) 【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】 庶務班 (総務課) ① 仙台市建設公社との連絡調整に関すること ② 市営駐車場(仙台市泉中央駅前駐車場)の指定管理者との連絡調整に 関すること ① 災害復旧工事の技術管理に関すること 技術管理班 (技術管理室) ② 建築物調査班の応援に関すること ③ 宅地調査班の応援に関すること ① 建築物調査班の応援に関すること 都市計画班 (都市計画課) ② 宅地調査班の応援に関すること (都市景観課) ③ 住宅政策班の応援に関すること ① 公共交通に関する情報の収集に関すること 総合交通政策班 (交通政策課) ② 災害時における緊急輸送計画の調整への協力に関すること (公共交通推進課) ③ 都市交通施設の被害状況及び復旧計画の集約に関すること (地域交通推進課) ④ 仙台駅周辺帰宅困難者対策に関すること ⑤ 宅地調査班の応援に関すること ① 所管区画整理地区の保全に関すること 市街地整備班 (市街地整備課) ② 所管再開発地域の保全に関すること ③ 建築物調査班の応援に関すること (地下鉄沿線まちづくり課) (都心まちづくり課) ④ 宅地調査班の応援に関すること ⑤ 住宅政策班の応援に関すること ① 市有建築現場の保全に関すること 公共建築班 ② 市有施設の機械設備及び電気設備の保全に関すること (公共施設マネジメン ③ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所の確保及び選定に関すること ト推進課) ④ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設及び解体に関すること (営繕課) (設備課) ⑤ プレハブ協会等関係団体への協力要請に関すること ⑥ 災害公営住宅の建設に関すること ⑦ 市有建築物の災害復旧工事に関すること ⑧ 建築物調査班の応援に関すること 住宅政策班 ① 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備の総括に関すること (住宅政策課) ② 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所及び当該場所における建設 (市営住宅管理課) 戸数の決定に関すること ③ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設用地の提供受入れに関すること ④ 応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)の提供要請・受入れに関するこ ⑤ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援 に関すること

	⑥ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総
	括に関すること
	⑦ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の施設の維持管理に関すること
	8 市営住宅の保全及び入居者の保護に関すること
	<ul><li>⑨ 災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する事業者と</li></ul>
	の連絡調整に関すること
	⑩ 被災者の市営住宅への入居に関すること
	① 災害公営住宅の計画及び整備に関すること
	⑫ 災害公営住宅の入退去及び維持管理に関すること
	⑬ 被災者支援相談窓口の対応 (住宅等に関するものに限る)
建築物調査班	① 被災建築物応急危険度判定の総括に関すること
(建築指導課)	② 被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関すること
(建築審査課)	③ 被災建築物の調査及び復旧指導に関すること
	④ 被災建築物の応急危険度判定結果に対する相談に関すること
	⑤ 公共施設(指定避難所等に限る。)の短期的な安全性確認の支援に関す
	ること
	⑥ 保安上危険な被災建築物に対する指導に関すること
	⑦ 住宅政策班の応援に関すること
宅地調査班	① 宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関すること
(開発調整課)	② 土砂災害危険区域等の安全確認に関すること
(宅地保全課)	③ 宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報
	の収集に関すること
	④ 宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関
	すること
	⑤ 宅地及び宅地造成地等の災害防止及び応急復旧の指導に関すること
	⑥ 被災宅地危険度判定の総括に関すること
	⑦ 被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関すること
	⑧ 被災宅地の復旧相談に関すること
	<ul><li>⑨ 滑動崩落防止施設等の被害調査に関すること</li></ul>
	⑩ 滑動崩落防止施設等の復旧対応に関すること
	① 住宅政策班の応援に関すること

担当局(建設局)

部 長(建設局長)

副 部 長 (建設局次長、全国都市緑化フェア推進室長、道路部長、百年の杜推進部長、下水道経営部 長、下水道建設部長、下水道管理部長、八木山動物公園長)

長、下水道	建設部長、下水道管理部長、八木山動物公園長)
庶務班 (総務課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】
道路班 (道路計画課) (道路管理課) (道路保全課) (道路施設課) (北道路建設課) (南道路建設課)	① 道路、橋梁等の所管施設の被害調査及び応急復旧の総括に関すること ② 道路占用物等の被害調査及び二次災害防止の総括に関すること ③ 道路利用者の安全確保に関すること ④ 災害対策上重要な所管道路の緊急啓開及び交通規制の総括に関すること ⑤ 私道等に係る災害復旧の補助の総括に関すること
緑政班 (百年の杜推進課) (公園管理課) (公園整備課) (全国都市緑化フェア推進室)	① 所管施設の被害調査及び応急復旧並びに利用者の保護に関すること ② 街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関すること ③ 公園における避難者対応に係る区との連絡調整に関すること ④ 仙台市公園緑地協会との連絡調整に関すること ⑤ 対外連絡調整に関すること
河川班 (河川課)	① 所管の河川等の被害調査及び応急復旧に関すること ② 対外連絡調整に関すること
下水道計画班 (経営企画課) (下水道計画課)	<ul><li>① 対外連絡調整に関すること</li><li>② 下水道施設復旧の総合調整に関すること</li><li>③ 下水道事業予算の調整に関すること</li><li>④ 市民等に対する被害・復旧状況の広報に関すること</li></ul>
下水道業務班 (業務課)	<ul><li>① 下水道使用料等の賦課・徴収に関すること</li><li>② 宅内排水設備の復旧相談業務に関すること</li><li>③ 下水道事業に係る応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること</li><li>④ 下水道事業の管理財産に係る被害の集約に関すること</li></ul>
下水道管路班 (下水道調整課) (管路建設課) (下水道北管理センター) (下水道南管理センター)	① 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること ② 緊急内水排除ポンプの設置及び運転に関すること
下水道施設班 (下水道調整課) (施設建設課) (南蒲生浄化センター) (設備管理センター) (業務課水質管理センター)	<ul><li>① 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること</li><li>② 放流水等の水質検査に関すること</li><li>③ 浄化槽保守点検業者への指導及び連絡調整に関すること</li></ul>
八木山動物公園班 (管理課) (飼育展示課)	<ul><li>① 所管施設の被害調査及び応急復旧並びに来園者の保護に関すること</li><li>② 飼育動物の保護に関すること</li><li>③ 危険動物の逃走防止に関すること</li></ul>

# 会 計 部

担 当 局(会計室)	
部 長(会計管理者)	
副 部 長(会計課長)	
会計班	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】
(会計課)	① 局横断的な燃料の調達に関すること(本部内に特別班を設置)
	② 災害時の出納に関すること

## 消 防 部

担 当 局(消防局)	
部 長(消防局長)	
副 部 長(消防局次長、	総務部長、警防部長、救急担当部長、予防部長)
本部事務局	① 本部事務局の事務に関すること
(指令課)	② 本部事務局員の参集に関すること
指令班	① 消防通信の運用及び統制に関すること
(指令課)	② 総合消防情報システムの運用に関すること
	③ 地震情報及び気象情報の収集・伝達に関すること
	④ 消防隊等の出場に関すること
	⑤ 高所監視カメラ及びヘリテレ電送に関すること
	⑥ 非常招集の連絡に関すること
総務班	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】
(総務課)	① 国、県及び消防関係機関との連絡調整に関すること
	② 職・団員の参集状況の収集・集計に関すること
	③ 職員の安否確認に関すること
	④ 消防団の連絡調整等に関すること
	⑤ 部内他班に属さない事項に関すること
管理班	① 報道機関等に対する情報提供に関すること
(管理課)	② 食料その他支援物資の確保、調達に関すること
	③ 燃料の調達に関すること
	④ 災害対策本部への情報連絡員の派遣及び連絡調整に関すること
警防班	① 消防部運営の総括に関すること
(警防課)	② 災害活動方針に関すること
	③ 消防活動に係る総合調整に関すること
	④ 消防隊及び消防団隊の指揮運用に係る総合調整に関すること
	⑤ 他消防機関への応援及び受援に関すること
	⑥ 避難情報の発令時解除時の警戒区域等設定及び解除に必要な情報の収集
	に関すること
救急班	① 救急活動に係る総合調整に関すること
(救急課)	② 多数傷病者発生時の救急活動の技術指導に関すること
	③ 救急医療機関の把握に関すること
	④ 現地救護所に関すること
	⑤ 医師会等救急関係機関との調整に関すること
NA BLALLA	⑥ 救急活動状況等の情報収集、記録に関すること
消防航空班 (消防航空隊)	① 緊急空中輸送に関すること
(何例加至隊)	② 応援ヘリコプター(消防防災ヘリ)の活動調整に関すること
予防班	① 災害及び活動情報等の情報収集、記録に関すること
(予防課)	② 消防班との連絡に関すること
	③ 災害の応急措置に係る情報提供に関すること
規制指導班	① 被害情報の収集及び資料作成に関すること

(1-4, (1, ))(-4-)	
(規制指導課)	② 石油コンビナート等災害防止法で定める事業所等との連絡・連携に関す
	ること
	③ 危険物施設及び高圧ガス施設等の応急措置の指導に関すること
消防班	① 消防隊及び消防団隊の指揮運用に関すること
(各消防署)	② 区災害対策本部への情報員の派遣に関すること
	③ 住民の避難誘導に関すること
	④ 市民に対する災害広報に関すること
	⑤ 現地救護所の設置に関すること
	⑥ 他消防機関に係る後方支援に関すること
	⑦ 火災の警戒、鎮圧、延焼防止に関すること
	⑧ 災害の拡大防止に関すること
	⑨ 人命の救助、救護に関すること
	⑩ 行方不明者の捜索に関すること
	⑪ 避難情報の発令時及び解除時の警戒区域等の設定及び解除の伝達に関す
	ること
	⑫ 火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定及び解除に
	関すること

# 教 育 部

担当局(教育局)

部 長(教育長)

副 部 長(副教育長、教育局次長、総務企画部長、教育人事部長、教育人事部参事、学校教育部長、学校教育部長、学校教育部長、学校教育部表事、生涯学習部長)

部参事、生涯学習部長)	
庶務班 (総務課) (学校規模適正化推進室)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】
学事班	① 通学路の被害状況の集約及び応急復旧の要請に関すること
(学事課)	② 教具等の被害状況の集約に関すること
	③ 被災児童生徒に対する学用品の給与に関すること
学校施設班	① 学校施設の被災状況の集約に関すること
(学校施設課)	② 学校施設及び学校施設建設現場の保全に関すること
	③ 学校施設の工事請負人に対する指導に関すること
	④ 避難所となった学校の施設管理の総括に関すること
	⑤ 学校施設の使用協力に関すること
健康教育班	① 負傷児童、生徒に関する応急救護及び情報収集の総括に関すること
(健康教育課)	② 学校救護用医薬品等の調達及び配分に関すること
	③ 学校内の衛生対策について関係機関との連絡調整に関すること
	④ 学校給食施設の被害調査及び応急復旧に関すること
	⑤ 学校給食施設の使用協力に関すること
学校給食センター班	① 所管施設の保全に関すること
(各学校給食センター)	② 学校給食施設の使用協力に関すること
教育人事班	① 学校職員の被災状況の集約に関すること
(人事課)	② 学校職員の参集状況の集約に関すること
(教職員課) 	③ 災害時における授業の確保に必要な学校職員の確保に関すること
教育センター班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
(教育センター)	② 所管施設における一時避難者対策に関すること
教育指導班	① 児童生徒の被災状況に関すること
(教育指導課)	② 学校に関する災害時情報の収集伝達に関すること
(学びの連携推進室)	③ 災害時における授業の確保又は再開の計画の総括に関すること
(高校教育課)	④ 学校、区本部その他関係機関との連絡調整に関すること
(1.41) (2.11)	⑤ 学校関係各班との連絡調整に関すること
	⑥ 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
	⑦ その他学校に関して他の班に属さないこと
教育相談班	① 災害時における生徒指導の総括に関すること
(教育相談課)	② 災害時における教育相談の総括に関すること
(特別支援教育課)	③ 災害時における特別支援教育の総括に関すること
(適応指導センター)	④ 不登校児童生徒の被災状況の集約に関すること
	⑤ 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
生涯学習班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること

	·
(生涯学習課)	② 所管施設における一時避難者対策に関すること
	③ 所管施設の被災状況の集約に関すること
	④ 社会教育関係各班との連絡調整に関すること
文化財班	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
(文化財課)	② 指定・登録文化財の被害調査及び応急復旧に関すること
泉岳少年自然の家班 (泉岳少年自然の家)	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
博物館班 (博物館)	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
科学館班 (科学館)	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
市民図書館班 (市民図書館) (泉図書館) (宮城野図書館) (太白図書館)	① 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
生涯学習支援センター班	① 所管施設の保全及び利用者の保護の総括に関すること
(生涯学習支援センター)	② 災害時における市民センターの指定管理者との連絡調整に関すること
学校班	① 所管施設の保全及び児童生徒の保護に関すること
(各学校)	② 児童、生徒の所在及び安否の確認に関すること
	③ 通学路の安全確認及び危険箇所の復旧要請に関すること
	④ 学校が避難所となった場合の避難所運営の支援に関すること
	⑤ 災害時における授業の確保又は再開の計画に関すること
	⑥ 教育指導班等との連絡調整に関すること

## 議 会 部

担当局(議会事務局)	
部長(議会事務局長)	
副 部 長 (議会事務局次長)	
庶務班	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】(⑩を除く)
(庶務課)	① 災害時における議会事務に関すること
議事班 (議事課)	① 災害時における議会事務に関すること
調査班(調査課)	① 災害時における議会事務に関すること

# 水 道 部

担 当 局 (水道局)	
部 長(水道事業管	理者)
副部長(水道局次長	
広報担当官	① マスコミ関係機関への取材対応に関すること
(総務課長)	② 市民広報の総括に関すること
危機管理担当官	① 水道本部長の意思決定の支援に関すること
(水道危機管理室長)	② マスコミ関係機関への取材対応に関すること
総合調整班	① 各部隊の被害、対応、復旧状況等の集約に関すること
(計画課計画係)	② 水道局危機対策本部の設営指示に関すること
(計画課技術管理係)	③ 水道本部員会議の管理・運営に関すること
(計画課統合浄水場準備室) (水道危機管理室)	④ 部隊間の調整に関すること
(水)	⑤ 総務班、市民対応班及び応急給水班への全体状況及び各方針・
	計画等の情報提供に関すること
	⑥ 危機管理担当官の補佐に関すること
	⑦ 広報担当官の補佐に関すること
	⑧ 日本水道協会先遣調査隊等への対応に関すること
	⑨ 日本水道協会宮城県支部への報告に関すること
	⑩ 19 大都市との連絡調整に関すること
浄水部隊(部隊長 >	争水部長)
浄水管理班	① 部隊内の総括と被害情報等の収集・集約に関すること
(施設課浄水管理係)	② 部隊内各班への災害対応方針等の伝達・指示に関すること
	③ 関係機関との連絡調整に関すること
	④ 外部機関との協議に関すること
施設班	① 担当工事現場の状況確認と安全確保に関すること
(施設課施設係)	② 業務用無線設備の機能確認等に関すること
(施設課建築係)	③ 浄水管理班並びに各設備班・庁舎班及び各浄水班への業務支援
(施設課電機係)	に関すること
	④ 水道局危機対策本部の設営の補助に関すること
国見浄水班	① 監視制御システムによる監視と浄水処理操作に関すること
(国見浄水課国見浄水場)	② 国見浄水場等に係る取水、導水、浄水、送水及び配水、休止施
	設等、所管施設の巡回による被害状況調査に関すること
	③ 塩竈市(梅の宮浄水場)との連絡調整に関すること
	④ 送配水施設の監視に関する設備班との連絡調整に関すること
	⑤ 発注工事現場の状況確認と安全確保に関すること
	⑥ 応急復旧のための部品・資機材の調達に関すること
	⑦ 薬品の調達に関すること
	⑧ 水質異常時の水質検査依頼に関すること
	⑨ 関係機関との連絡調整(大倉ダム、東北電力等)に関すること
	⑩ 浄水・排水施設の運転管理委託業者との連携に関すること
	⑪ 荒巻配水所の給水車注水補給基地の立上げに関すること

#### ① 監視制御システムによる監視と浄水処理操作に関すること 中原浄水班 (国見浄水課中原浄水場) ② 中原浄水場内、青下ダム、導水路、中原第二補充貯水池、三号 隧道、五ツ森配水所等、所管施設の巡回による被害状況調査に関 すること ③ 送配水施設の監視に関する各設備班との連絡調整に関すること ④ 発注工事現場の状況確認と安全確保に関すること ⑤ 応急復旧のための部品・資機材の調達に関すること ⑥ 薬品の調達に関すること ⑦ 水質異常時の水質検査依頼に関すること ⑧ 関係機関との連絡調整 (大倉ダム、仙台河川国道事務所、東北 電力等) に関すること ⑨ 給水車注水補給基地の立ち上げに関すること ① 監視制御システムによる監視と浄水処理操作に関すること 福岡浄水班 (国見浄水課福岡浄水場) ② 福岡浄水場内、取水場(福岡·宮床)、朴沢調整池等、所管施設 の巡回による被害状況調査に関すること ③ 送配水施設の監視に関する各設備班との連絡調整に関すること ④ 発注工事現場の状況確認と安全確保に関すること ⑤ 応急復旧のための部品・資機材の調達に関すること ⑥ 薬品の調達に関すること ⑦ 水質異常時の水質検査依頼に関すること ⑧ 関係機関との連絡調整(仙台地方ダム総合事務所(七北田・宮 床ダム)等)に関すること ⑨ 給水車注水補給基地の立ち上げに関すること ① 監視制御システムによる監視と浄水処理操作に関すること 茂庭浄水班 (茂庭浄水課) ② 茂庭浄水場等に係る取水・導水・浄水及び送水施設並びに旧富 田浄水場の巡回による被害状況調査に関すること ③ 送配水施設の監視に関する各設備班との連絡調整に関すること ④ 発注工事現場の状況確認と安全確保に関すること ⑤ 応急復旧のための部品や資機材の調達に関すること ⑥ 薬品の調達に関すること ⑦ 水質異常時の水質検査依頼に関すること ⑧ 関係機関との連絡調整 (釜房ダム、上追沢発電所等) に関する こと ⑨ 給水車注水補給基地の立ち上げに関すること ⑩ 運転管理及び巡回点検業務委託業者との連絡調整に関すること ① 水道水の安全確認と評価のための水質検査に関すること 水質第一班 ② 庁舎、設備、水質検査機器類の被害状況確認と性能評価に関す (水質管理課水質 ること 管理係、水質検査 ③ 水質検査機器類の修繕対応に関すること 第一係) ④ 他班からの水質検査依頼対応に関すること ⑤ 各浄水班及び応急給水班への業務支援に関すること ① 水道水の安全確認と評価のための水質検査に関すること 水質第二班 (水質管理課水質 ② 庁舎、設備、水質検査機器類の被害状況確認と性能評価に関す

検査第二係)	7 > 1.
	ること
	③ 水質検査機器類の修繕対応に関すること
	④ 他班からの水質検査依頼対応に関すること ⑤ 各浄水班及び応急給水班への業務支援に関すること
エコー/、カロ DA: (カロ DA: 巨 く	<u> </u>
	給水部長) 「② 如除中の似在し地皮はお飲の中佐、佐公兄び地皮影響然田の押
水運用班	① 部隊内の総括と被害情報等の収集・集約及び被害影響範囲の把
(配水管理課配水	握に関すること
管理係、水運用係)	② 監視制御システムによる被害情報把握に関すること
	③ 監視制御システム・施設管理システムの作動確認に関すること
	④ 水運用計画と幹線レベルの応急復旧計画の立案に関すること ⑤ 水運用に係る実務に関すること
	□ 小連用に係る美務に関すること □ ⑥ 部隊内各班への危機対応方針の伝達に関すること
	① 部隊内各班への危機が応力車の伝達に関すること ② 仙南・仙塩広域水道との技術的な連絡調整に関すること
去乳供水	
南設備班	① 担当工事現場の状況確認と安全確保に関すること ② 所管送配水施設の巡回点検・被害状況確認に関すること
(南配水課設備係)	③ 所管送配水施設異常時の初期対応・応急復旧に関すること
	④ 所管送配水施設及び施設班所管業務用無線設備への自家発電設
	備用燃料の運搬・補給に関すること
	⑤ 水運用計画及び応急復旧計画の実施に関する作業連携に関する
	○ 小座用計画及び心心後旧計画の天旭に関する下来圧揚に関する こと
	⑥ 局内業務支援の依頼検討に関すること
 北設備班	① 担当工事現場の状況確認と安全確保に関すること
	② 所管送配水施設の巡回点検・被害状況確認に関すること
(北配水課設備係)	③ 所管送配水施設異常時の初期対応・応急復旧に関すること
	④ 所管送配水施設及び施設班所管業務用無線設備への自家発電設
	備用燃料の運搬・補給に関すること
	⑤ 水運用計画及び応急復旧計画の実施に関する作業連携に関する
	2 E
	⑥ 局内業務支援の依頼検討に関すること
南配水班	① 被害情報の集約及び初期対応に関すること
(南配水課維持係)	② 水運用計画に基づく作業の実施に関すること
(南配水課管路係)	③ 応急復旧の実施に関すること
	④ 局内業務支援の依頼検討に関すること
	⑤ 他都市からの復旧応援の要否検討に関すること
	⑥ 他都市復旧応援隊への指示に関すること
	⑦ 災害時給水施設の立ち上げ作業に関すること
	⑧ 臨時給水栓の立ち上げに関すること
	⑨ 応急復旧資機材等の受け渡しに関すること
	⑩ 修繕受付センターとの連絡調整及び受付内容の集約並びに各配
	水班及び市民対応班への情報提供に関すること
	⑪ 自班で担当する工事現場の状況把握と安全確保に関すること
	⑫ 配水部隊各班並びに応急給水班及び他部隊からの業務支援依頼

	の集約・調整に関すること
	③ 配水部隊各班並びに応急給水班における業務支援に関すること
	<ul><li>銀 記水部隊看班並びに心心心間が現における未満又接に関すること</li><li>銀 給水車注水補給基地の立ち上げに関すること</li></ul>
<b>声型</b> 水 玑	① 被害情報の集約及び初期対応に関すること
東配水班(東配水課維持係)	② 水運用計画に基づく作業の実施に関すること
(東配水課管路係)	③ 応急復旧の実施に関すること
	④ 局内業務支援の依頼検討に関すること
	⑤ 他都市からの復旧応援の要否検討に関すること
	⑥ 他都市復旧応援隊への指示に関すること
	⑦ 災害時給水施設の立ち上げ作業に関すること
	⑧ 臨時給水栓の立ち上げに関すること
	<ul><li>® 応急復旧資機材等の受け渡しに関すること</li></ul>
	⑩ 自班で担当する工事現場の状況把握と安全確保に関すること
	① 配水部隊各班並びに応急給水班及び他部隊からの業務支援依頼
	の集約・調整に関すること
	② 配水部隊各班並びに応急給水班における業務支援に関すること
	③ 給水車注水補給基地の立ち上げに関すること
	① 被害情報の集約及び初期対応に関すること
(北配水課維持係)	② 水運用計画に基づく作業の実施に関すること
	<ul><li>③ 応急復旧の実施に関すること</li></ul>
(北配水課管路係)	④ 局内業務支援の依頼検討に関すること
	⑤ 他都市からの復旧応援の要否検討に関すること
	⑥ 他都市復旧応援隊への指示に関すること
	⑦ 災害時給水施設の立ち上げ作業に関すること
	⑧ 臨時給水栓の立ち上げに関すること
	<ul><li>⑤ 応急復旧資機材等の受け渡しに関すること</li></ul>
	⑩ 自班で担当する工事現場の状況把握と安全確保に関すること
	① 配水部隊各班並びに応急給水班及び他部隊からの業務支援依頼
	の集約・調整に関すること
	② 配水部隊各班並びに応急給水班における業務支援に関すること
西配水班	① 被害情報の集約及び初期対応に関すること
(西配水課維持係)	② 水運用計画に基づく作業の実施に関すること
(西配水課管路係)	③ 応急復旧の実施に関すること
	④ 局内業務支援の依頼検討に関すること
	⑤ 他都市からの復旧応援の要否検討に関すること
	⑥ 他都市復旧応援隊への指示に関すること
	⑦ 災害時給水施設の立ち上げ作業に関すること
	⑧ 臨時給水栓の立ち上げに関すること
	⑨ 応急復旧資機材等の受け渡しに関すること
	⑩ 自班で担当する工事現場の状況把握と安全確保に関すること
	⑪ 配水部隊各班並びに応急給水班及び他部隊からの業務支援依頼
	の集約・調整に関すること
	② 配水部隊各班並びに応急給水班における業務支援に関すること

### 管路班 ① 自班で担当する工事現場の状況把握と安全確保に関すること ② 配水部隊各班並びに応急給水班における業務支援に関すること (管路整備課事業 ③ 他部隊における業務支援に関すること 調整係、基幹管路 係) 応急給水部隊(部隊長 給水装置課長) ① 応急給水体制の確保に関すること 応急給水班 ② 応急給水計画の立案に関すること (給水装置課) ③ 他班への応援依頼及び他都市等への応援要請の要否検討に関す ④ 応急給水活動の実施に関すること ⑤ 給水応援隊の受け入れと活動に関すること ⑥ 臨時給水栓による給水活動の実施に関すること ⑦ 応急給水作業記録の作成に関すること 後方支援部隊(部隊長 総務部長) 総務班 【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】 (総務課総務係) ① 各班の職員参集状況等の集約に関すること (総務課職員係) ② 市災害対策本部等との連絡調整に関すること ③ 市民への広報活動に関すること ④ 広報担当官の補佐に関すること ⑤ 職員等の救護と健康管理に関すること ⑥ 災害対応活動の記録に関すること ⑦ 国及び県への報告に関すること ① コールセンター、料金センターとの連絡調整に関すること 市民対応班 ② 市民からの電話への対応に関すること (営業課) ③ 入電情報の集約及び他班への提供並びに市民提供情報に対する 処理依頼及び広報依頼に関すること ④ 情報連絡員の派遣に関すること 後方支援班 ① 部隊内の統括と被害情報等の収集・集約に関すること (財務課財務係) ② 部隊内各班への災害対応方針等の伝達に関すること (経営企画課情報化推進係) ③ 職員・応援隊の食料の調達・配付、食堂受託業者への協力要請 に関すること ④ 寝具の調達・配付に関すること ⑤ 職員の宿泊場所の確保に関すること ⑥ 応援隊受入施設の確保に関すること ⑦ 燃料・薬品の調達に関すること ⑧ 復旧用資機材の調達に関すること ⑨ 仮設トイレの調達に関すること ⑩ その他日用品等の調達に関すること Ⅲ 局情報ネットワークの保全と市行政情報ネットワークの保全に 関すること ◎ 局グループウェアによる災害対応情報等の提供に関すること

	⑬ 応援受入班の業務支援に関すること	
	⑭ 情報連絡員の派遣に関すること	
庁舎班	① 水道局本庁舎の被害状況調査と安全確保に関すること	
(財務課管財係)	② 水道局本庁舎の電気・通信・給排水・衛生設備の運転と維持管	
(財務課契約係)	理に関すること	
	③ 水道局危機対策本部の設営に関すること	
	④ 緊急通行車両の申請手続きに関すること	
	⑤ 駐車場・資材置き場の確保に関すること	
	⑥ 災害ごみの集積所設置と処理に関すること	
	⑦ 応援隊への什器・設備の提供に関すること	
	⑧ 他班への業務支援に関すること	
	⑨ 情報連絡員の派遣に関すること	
	⑩ 水道局本庁舎における来庁者の安全確保と誘導等に関すること	
応援受入班	① 応援依頼先(派遣元)に対する応援要請、派遣元との連絡	
(経営企画課経営	調整等に関すること	
企画係)	② 応援隊等の受入れ・各班への引継ぎに関すること	
   (経営企画課資産管	③ 宿泊施設の確保依頼・応援隊等への割当に関すること	
理戦略室)	④ 応援隊等に係る情報の集約・伝達に関すること	
	⑤ 応援隊等からの苦情・要望への対応の総括に関すること	
	⑥ 燃料・薬品の供給依頼に関すること	
	⑦ 分水市町との連絡調整に関すること	
	⑧ 宮城県企業局との連絡調整に関すること	
	⑨ 情報連絡員の派遣に関すること	
日本水道協会東北	① 東北地方支部内の被害状況把握に関すること	
地方支部	② 日本水道協会との連絡調整に関すること	
(総務課研修係)	③ 東北地方支部内及び日本水道協会本部への応援要請に関するこ	
	と	
	④ 日本水道協会を通じた他の地方支部からの応援要請への対応に	
	関すること	

## 交 通 部

文		
担 当 局(交通局)		
部長(交通事業管理	部 長 (交通事業管理者)	
副 部 長(交通局次長)		
総務財政部(責任者)総	総務部長) 交通局総合災害対策本部の総括運営に関すること	
情報連絡班	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】	
(総務課)	① 配備要員の招集に関すること	
	② 関係機関との連絡調整に関すること	
庶務広報班	① 災害状況等の記録、報告書に関すること	
(経営企画課)	② 報道機関に対する連絡業務に関すること	
福利厚生班	① 災害時の職員の給食、健康管理及び諸災害給付事務等に関すること	
(総務課)	② 負傷者の救護等に関すること	
財政班 (財務課)	① 災害復旧等に要する資金計画に関すること	
営繕対策班	① 施設の被害調査及び復旧対策に関すること	
(財務課)	② 復旧資材の調達等に関すること	
	③ 部内の燃料在庫及び需要の把握に関すること	
自動車現場災害対策本部	- (責任者 自動車部長) バスの輸送対策、バス車両の確保及び修理に関すること	
	① 配備要員の招集に関すること	
(業務課)	② 関係機関との連絡調整に関すること	
路線広報班 (業務課)	① 営業路線乗客及び市民に対する広報業務等に関すること	
輸送対策班	① 災害時の乗客輸送対策及び緊急輸送対策等に関すること	
(輸送課)		
施設対策班	① 路線諸施設の保守及び修理等に関すること	
(輸送課)	① バス車両の緊急修理対策等に関すること	
車両対策班 (整備課)	(1) ハス単門の緊急修理対象等に関すること	
営業所班	情報連絡 ① 所管営業所の配備要員の招集に関すること	
(各営業所)	② 被害状況等の報告その他連絡に関すること	
	輸送対策 ① 管内営業所における緊急輸送及び運行対策に関すること	
	② 乗客の保護に関すること	
	③ 緊急輸送に関する車両等の提供に関すること	
	車両修理 ① 所管被害車両の応急修理対策に関すること(特に営業路線にお	
	ける被害車両対策)	
	形(責任者 次長(地下鉄担当))	
鉄道管理部現場災害対策部 (責任者 鉄道管理部長)		
高速鉄道の輸送対策に関す	高速鉄道の輸送対策に関すること	
情報連絡班	① 配備要員の招集に関すること	
(営業課) (安全推進課)	② 関係機関との連絡調整に関すること	
営業対策班	① 垂安の促進に関すること	
<b>西</b> 未 刈	① 乗客の保護に関すること	

(駅務サービス課)	② 営業路線乗客及び市民に対する広報業務等に関すること
	③ 営業再開に関すること
輸送対策班 (運転課) (総合指令所)	<ul><li>① 英書状況等の情報収集及び連絡に関すること</li><li>② 乗客の保護に関すること</li><li>③ 災害時の輸送対策に関すること</li></ul>
鉄道技術部現場災害対策部	
高速鉄道施設の確保及び復	
情報連絡班 (施設課) (総合指令所)	<ul><li>① 配備要員の招集に関すること</li><li>② 関係機関との連絡調整に関すること</li><li>③ 電力確保のうち電力運用に関すること</li></ul>
車両対策班 (車両課) (富沢管理事務所) (荒井管理事務所)	① 電車車両の需給対策に関すること
軌道対策班 (富沢管理事務所) (荒井管理事務所)	① 軌道の確保に関すること
電気対策班 (電気課)	① 総合管理システム等の修理復旧に関すること ② 電力設備、施設の復旧対策及び電力の確保に関すること
営繕対策班 (施設課) (富沢管理事務所) (荒井管理事務所)	① 施設の復旧対策及び被害調査に関すること

## ガ ス 部

担 当 局(ガス局)	統 括 者(各部長)
部 長(ガス事業管理者)	班 長(各課長(所長及び工場長を含む。ただし、複数の課を有する班
副 部 長(民営化担当局長、ガ	は、○印の課長とする。))
ス局次長)	
総務班	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】
(総務課)	① 仙台市ガス局災害対策本部の事務に関すること
	② 災害情報の収集及び伝達に関すること
	③ ガス事業者等への応援要求に関すること
	④ 職員の招集及び配備状況の取りまとめに関すること
	⑤ 医療機関との連絡調整に関すること
	⑥ 他班との連絡調整に関すること
	⑦ 他班の所管に属さないこと
報道•情報管理班	① 需要家に対する広報に関すること
○(経営企画課)	② 報道機関との連絡調整に関すること
(民営化推進室)	③ 電子計算組織の保全及び復旧に関すること
	④ 原料調達に関すること
財務班	① 災害に係る資金の調達に関すること
(財務課)	② 宿泊施設の確保及び給食に関すること
	③ 資機材及び物品の調達に関すること
顧客班	① 需要家支援対策の推進に関すること
(営業企画課)	② 器具及び給排気設備の修理に関すること
	③ 需要家に対する現地広報に関すること
	④ 他班との連絡調整に関すること
受付班	① ガス漏えい通報・要望・苦情等の受付及び対応に関すること
○ (お客さまセンター)	
(料金課)	
開閉栓班	① 閉栓及び開栓の計画立案及び進捗管理に関すること
○ (お客さま設備課) (リバング学業課)	② 閉栓及び開栓に関すること
(リビング営業課) (都市エネルギー営業課)	③ 産業用・重要施設の対応に関すること
(技術センター)	④ 特定製造所の保全及び復旧並びに巡回点検の統括に関すること
	⑤ 他班との連絡調整に関すること
-1- htt l.hr./24-rlm	① 内笠の街口利雨の大安耳が粉が焼油)を用して > 1.
内管修繕班	① 内管の復旧計画の立案及び進捗管理に関すること
○ (工事サービス課)	② 内管の修繕に関すること
(都市エネルギー営業課)	③ 臨時供給に関すること ④ 天然ガススタンドに関すること
	色 人灬ルヘヘクマドに関すること 
	□ 本管の復旧計画の立案及び進捗管理に関すること
○ (導管管理課)	②中圧導管の復旧に関すること
(供給企画課)	

	③ 供給所の保全及び復旧に関すること
	④ TC・TM及びガバナーの保全及び復旧に関すること
	⑤ 小売事業者との連絡調整に関すること
	⑥ 他班との連絡調整に関すること
本支管修繕班	① 本支管の復旧に関すること
(建設課)	
緊急保安班	① ガス漏えい等の対応に関すること
(保安センター)	② 特定製造所の巡回点検に関すること
港工場復旧班 (港工場)	① 工場内設備の保全及び復旧に関すること

## 市立病院部

17 27 7円 1元 日1	
担 当 局(市立病院)	
部 長(病院事業管理	2者)
副部長(院長、理事、	次長、副院長、経営管理部長、医療安全管理担当部長、総合サポートセンタ
一長、診療部	3長、医療技術部長、看護部長、救命救急センター長)
本部運営班	① 市立病院災害対策本部の設置運営に関すること
(総務課、経営医事課財	② 院外への被災状況等の発信に関すること
務収納係)	③ 広報に関すること
	④ 応援職員の管理に関すること
	⑤ その他災害対策に関すること
物資施設班	① 医療機器の被害の復旧に関すること
(財産管理課)	② 医薬品及び診療材料等の確保に関すること
	③ 施設設備の被害の復旧に関すること
情報システム班	① 院内情報システムの維持管理に関すること
(情報システム課)	
医事会計班	① 医事業務に関すること
(経営医事課企画医事	
係)	
入退院調整・患者対応班	① 患者の安否問い合わせに関すること
(総合サポートセンタ	② 入院患者の入退院、転院の調整に関すること
(na ii ) (v ) (ii	③ 患者及び職員の心理的サポートに関すること
安全管理・院内感染対策	
班	
(医療安全管理課)	
救急診療班	① 救命救急センターにおける患者の診療に関すること
(診療部(救急科))	② DMAT等の受け入れに関すること
外来診療班	① 一般外来における患者の診療に関すること
(診療部)	
病棟診療班	① 入院患者の診療に関すること
(診療部)	
手術班	① 緊急手術の実施に関すること
(診療部)	
救急看護班	① 救命救急センターにおける患者の看護に関すること
(看護部(救急外来))	
外来看護班	① 一般外来における患者の看護に関すること
(看護部 (外来))	② 手術の補助に関すること
病棟看護班	① 入院患者の看護に関すること
(看護部 (病棟))	
薬剤班	① 医薬品の管理に関すること
(薬剤科)	② 調剤及び製剤に関すること
放射線技術班	① 放射線検査及び放射線診療に関すること
(放射線技術科)	② 放射性同位元素の管理に関すること
臨床検査班	① 臨床検査に関すること
(臨床検査科)	
栄養管理班	① 栄養指導及び患者食の管理に関すること
(栄養管理科)	
臨床工学班	① 医療機器の保守管理に関すること
(臨床工学科)	② 医療機器の被害の復旧に関すること
トリアージ診療部門	① 被災患者の診療及び看護に関すること
(診療部、看護部、経	② 被災患者のトリアージに関すること
営管理部、総合サポー	③ 被災患者の診療受付に関すること

トセンター、リハビリ	※ 被災患者が多数発生した等、災害の状況、規模に応じて院内対
テーション科)	策本部が設置を決定する。
医療救護班	① 院外での医療救護活動に関すること
(診療部、看護部、医	※ 地域の災害の状況、規模に応じて院内対策本部が設置を決定す
療技術部、総合サポー	る。
トセンター)	
その他院内各部門	① 通常の事務分掌に基づく業務に関すること
	② 院内他部門の応援に関すること

# 区本部事務分掌表

### 区本部事務分掌表

区災害対策本部 (各区) 長(区長) 本 部 副 本 部 長 (副区長、総合支所長) 員(区民部長、まちづくり推進部長、保健福祉センター所長、建設部長、 部 総合支所次長) すべての班の ① 職員の招集に関すること 共通処理事項 ② 職員の参集状況の報告に関すること ③ 職員の罹災状況の把握に関すること ④ 関係機関との連絡調整及びその報告に関すること ⑤ 各種保存文書、電子計算機のシステム及びデータの保全に関する こと ⑥ 避難所運営に関すること(指定された班に限る) ⑦ 各区災害対策本部、他部及び他班の応援に関すること 総務班 ① 区本部事務局に関すること (区民生活課) ② 避難情報の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の 収集に関すること (地域力推進担当) ③ 避難情報の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への (まちづくり推進課) (区中央市民センター) 伝達に関すること ④ 区職員の動員に関すること (総務課) (戸籍住民課) ⑤ 区本部内の支援ニーズの把握に関すること (税務会計課) ⑥ 災害対策に係る予算の執行に関すること (海浜エリア活性化担当: ⑦ 各班、総合支所等との連絡調整に関すること ただし、宮城野区に限る) ⑧ 区域における被害状況の集約に関すること (海浜エリア活性化企画室: ⑨ 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ただし、若林区に限る) ⑩ 災害情報の収集、広報及び広聴に関すること (泉中央地区活性化推進室: Ⅲ 津波等に関する情報の伝達、避難広報に関すること ただし、泉区に限る) ⑩ 市政相談窓口の設置に関すること ③ 罹災証明の受付に関すること ④ 区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関すること ⑤ 公用車の運行調整に関すること ⑥ 区本部内の燃料在庫及び需要の把握に関すること (調達手段の検 討含む) ⑪ 他班に属しないこと ① 避難所の開設・運営・閉鎖の全般調整に関すること (区本部内に 保健福祉班 (管理課) おける避難所担当職員の調整を含む) (家庭健康課) ② 避難者の誘導、収容及び救護に関すること (保育給付課) ③ 災害時要援護者の支援に関すること (障害高齢課) ④ 災害見舞金等の支給に関すること ⑤ 区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること (介護保険課) (保護課:ただし青葉区 ⑥ 医療ボランティア活動の支援に関すること 及び太白区においては保 ⑦ 福祉施設入所費用の減免に関すること ⑧ 国民健康保険料及び一部負担金の減免に関すること 護第一課、保護第二課) (保険年金課) ⑨ 介護保険料及び利用者負担金の減免に関すること ⑩ 避難所救護所の開設、医療救護班の活動支援及び負傷者の救護に (衛生課) 関すること ⑪ 被災者に対する保健相談及び指導に関すること ② 被災地域及び避難所における食品衛生に関すること

	⑬ 被災地域及び避難所における防疫に関すること
	⑭ その他被災地域及び避難所における衛生対策に関すること
	⑤ 遺体安置所の開設及び運営に関すること
	⑯ 地域包括支援センターとの連絡調整に関すること
	⑰ 災害義援金、被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害障害見
	舞金及び災害援護資金の受付に関すること
建設班	① 道路、公園、緑地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に関する
(公園課)	こと
(道路課)	② 災害対策上重要な道路の緊急啓開及び交通規制に関すること
(街並み形成課)	③ 被災建物にかかる応急危険度判定及び危険建物に対する指導に関
	すること
	④ 私道等の復旧補助に関すること
総合支所班	※ 区本部各班の事務分掌に準じ、各区防災実施計画に定める
(各総合支所)	

第 号

# 防 災 指 令 書

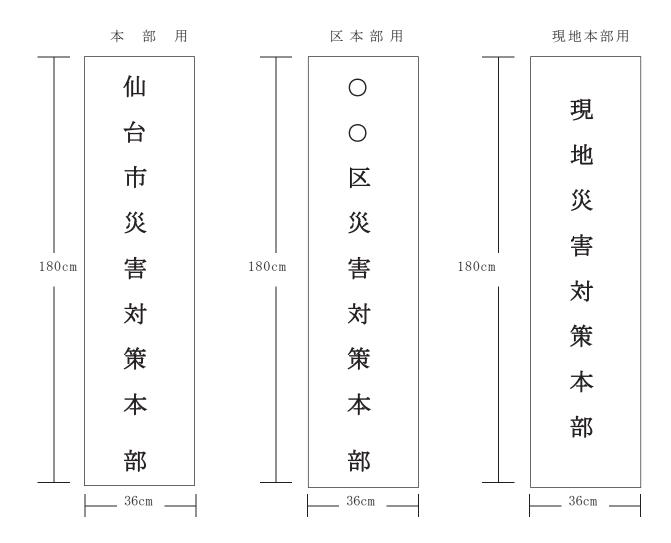
本 部 長

年 月 日 時 分に発生した災害に伴い、次のと おり防災指令を発令する。

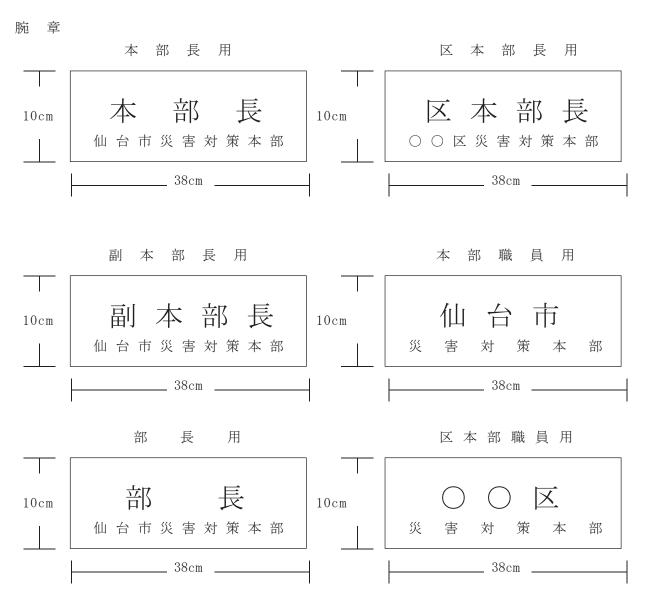
記

- 1. 発令日時 年 月 日 時 分
- 2. 発令先
- 3. 発令内容
- 4. その他

表 札

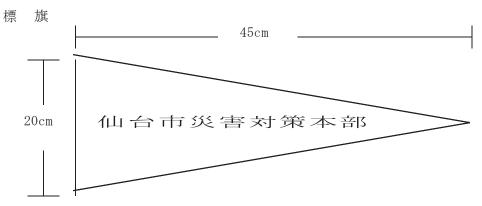


規格:板は木製とし、文字は黒色とする。



規格:台地は赤色とし、文字は黒色とする。

別図3 (第17条関係)



規格:台地は赤色とし、文字は黒色とする。

#### 仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領

(平成9年3月31日助役決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市災害対策本部運営要綱(平成9年3月31日市長決裁)第11条第2項の規定に基づき、仙台市災害対策本部事務局(以下「本部事務局」という。)及び区災害対策本部事務局(以下「区本部事務局」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部事務局の所掌事務)

- 第2条 本部事務局の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 災害対策本部の設置及び運営に関すること
  - (2) 災害情報等の収集、整理及び伝達に関すること
  - (3) 災害応急対策活動の総合調整に関すること
  - (4) 各部情報連絡室、各区災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に 関すること
  - (5) 災害派遣及び災害応援の要請に関すること
  - (6) 各部情報連絡室、各区災害対策本部及び本部事務局間の応援職員の調整に関すること
  - (7) 市民への災害広報に関すること
  - (8) 報道機関への情報提供及び報道要請に関すること
  - (9) 記者会見に関すること
  - 10 防災行政用無線の運用の統括に関すること
  - 11) 災害救助法の総括に関すること
  - (12) その他災害対策の実施に必要な事項

(本部事務局長等)

- 第3条 本部事務局に、事務局長、事務局次長、事務局総括及び事務局員を置き、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 2 事務局長は、本部長の命を受け、本部事務局の所掌事務を総括する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務 を代理する。
- 4 事務局総括は、事務局長の命を受け、事務局員を指揮監督する。
- 5 事務局員は、上司の命を受け、本部事務局の事務を処理する。

(連絡調整会議)

- 第4条 本部事務局長は、効果的な応急対策活動等を実施するため、関係する 部及び区災害対策本部(以下「区本部」という。)の幹事で構成する連絡調 整会議を開くことができる。
- 2 前項の連絡調整会議は、必要に応じ、防災関係機関の代表者、学識経験者及び関係各部区の課長等を出席させることができる。

(連絡員の派遣)

第5条本部事務局長は、防災関係機関との連絡体制を確保するため、必要に

応じ、事務局員等を当該関係機関に派遣することができる。

(区本部事務局)

- 第6条 区本部事務局の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 区災害対策本部の設置及び運営に関すること
  - (2) 災害情報等の収集、整理及び伝達に関すること
  - (3) 区各班の分担任務に係る応急対策活動等の総合調整に関すること
  - (4) 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること
  - (5) 防災行政用無線の運用に関すること
  - (6) その他区の災害対策の実施に必要な事項

(区本部事務局長等)

- 第7条 区本部事務局に、事務局長、事務局次長、事務局総括及び事務局員を 置き、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 2 事務局長は、区本部長の命を受け、区本部事務局の所掌事務を総括する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務 を代理する。
- 4 事務局総括は、事務局長の命を受け、事務局員を指揮監督する。
- 5 事務局員は、上司の命を受け、区本部事務局の事務を処理する。 (委任)
- 第8条 この要領に定めるもののほか、本部事務局及び区本部事務局の運営に 関し必要な事項は、各事務局長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から実施する。
- 2 仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領(平成元年11月 21日助役決裁)は、廃止する。

附 則

- この改正は、平成10年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成12年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成15年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成18年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成19年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成22年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成24年4月1日から実施する。

附則

- この改正は、平成26年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成27年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成28年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成31年4月1日から実施する。 附 則(令和3年3月30日改正)
- この改正は、令和3年4月1日から実施する。 附 則(令和5年3月31日改正)
- この改正は、令和5年4月1日から実施する。

## 別表1 (第3条関係)

事務局長	危機管理局危機管理部長
事務局次長	危機管理局防災・減災部長
	総務局総務部長
事務局総括	危機管理局危機管理課長
	危機管理局危機対策課長
事務局員	危機管理局防災計画課長
	危機管理局減災推進課長
	総務局広報課長
	危機管理局危機管理課員
	危機管理局危機対策課員
	危機管理局防災計画課員
	危機管理局減災推進課員
	総務局広報課員
	消防局指令課員

## 別表2 (第7条関係)

事務局長	まちづくり推進部長
事務局次長	区民部長
事務局総括	区民生活課長
	総務課長
	まちづくり推進課長
事務局員	区民生活課員
	総務課員
	まちづくり推進課員

#### 仙台市災害警戒本部運営要領

(平成9年3月31日助役決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市災害対策本部運営要綱(平成9年3月31日市長決裁。以下「要綱」という。) 第18条第2項の規定に基づき、仙台市災害警戒本部(以下「警戒本部」という。) の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(警戒本部の業務)

- 第2条 警戒本部の業務は、おおむね次のとおりとする。
  - (1) 災害期における情報の収集、伝達及び処理
  - (2) 警戒本部運営に必要な職員の配備
  - (3) 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報
  - (4) その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項 (警戒本部の設置及び廃止)
- 第3条 危機管理監は、次の場合に警戒本部を設置する。
  - (1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき
  - (2) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき
  - (3) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき
  - (4) その他危機管理監が必要と認めるとき
- 2 警戒本部は、原則として青葉区役所庁舎4階災害情報センターに設置する。
- 3 警戒本部は、予想された災害発生の危険が解消したとき、又は災害発生後において、 災害応急対策等が完了したときに廃止する。
- 4 危機管理監は、警戒本部を設置又は廃止した場合は、市長に報告するとともに、必要に応じ、関係機関及び市民に周知するものとする。
- 5 警戒本部から各部・各区本部への指示及び連絡等については、警戒指示書(様式1) により通知する。ただし、緊急により通知する暇がない場合は、防災行政用無線等によ り通知するものとする。

(警戒本部長等)

- 第4条 警戒本部に、災害警戒本部長(以下「警戒本部長」という。)、災害警戒副本部長 (以下「警戒副本部長」という。)及び災害警戒部長(以下「警戒部長」という。)を置く。
- 2 警戒本部長は危機管理監、警戒副本部長は危機管理局次長、危機管理局参事、危機管理局危機管理部長、危機管理局防災・減災部長及び総務局総務部長、警戒部長は危機管理局危機管理課長、危機管理局危機対策課長、危機管理局防災計画課長、危機管理局減災推進課長及び総務局広報課長をもって充てる。
- 3 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括する。
- 4 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 警戒部長は、警戒本部長の命を受け、所属職員を指揮監督する。
- 6 警戒本部の庶務は、危機管理局危機管理課、危機管理局危機対策課、危機管理局防災 計画課、危機管理局減災推進課、総務局広報課及び消防局指令課が行うものとする。

(警戒対象部局)

- 第5条 警戒本部の設置に伴い、警戒活動等を行わなければならない室、局及び区(以下「警戒対象部局」という。)は、別表のとおりとする。
- 2 警戒本部長は、災害の状況に応じ、警戒対象部局を減少し、又は警戒対象部局以外の 局及び区に警戒活動等を指示することができる。

(防災連絡会議)

第6条 警戒本部長は、災害の警戒及び応急対策の実施に関し、必要があるときは、警戒 対象部局の関係課長等を招集し、防災連絡会議を開催することができる。

(局情報連絡室)

- 第7条 警戒活動等を行わなければならない局に、局情報連絡室(以下「局連絡室」という。)を置く。ただし、独自に非常配備等の基準により体制を確保している局は除く。
- 2 局連絡室に、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の人員を 配置する。ただし、人員については、局連絡室として対応しうる数をもって充てる。
- 3 要綱において行政委員会事務局が属する部を主管する局は、当該行政委員会事務局へ 必要な情報の伝達等を行うものとする。

(区災害警戒本部)

- 第8条 警戒活動等を行わなければならない区に、区災害警戒本部(以下「区警戒本部」 という。)を置く。
- 2 区警戒本部に、区災害警戒本部長(以下「区警戒本部長」という。)、区災害警戒副本 部長(以下「区警戒副本部長」という。)及び区災害警戒部長(以下「区警戒部長」とい う。)を置く。
- 3 区警戒本部長はまちづくり推進部長、区警戒副本部長は区民部長、区警戒部長は区民 生活課長、総務課長及びまちづくり推進課長をもって充てる。
- 4 区警戒本部長は、区警戒本部の事務を総括する。
- 5 区警戒副本部長は、区警戒本部長を補佐し、区警戒本部長に事故あるとき、又は欠け たときは、その職務を代理する。
- 6 区警戒部長は、区警戒本部長の命を受け、所属職員を指揮監督する。
- 7 区警戒本部の庶務は、区民生活課、総務課及びまちづくり推進課が行う。 (区警戒本部の自主設置)
- 第9条 区長は、警戒本部が設置されていない場合でも、区の区域内における災害の警戒 及び円滑な災害応急対策を実施するため必要であると認めるときは、区警戒本部を自主 的に設置することができる。
- 2 前項の規定により設置した区警戒本部は、予想された災害の発生の危険が解消したと き、又は災害発生後において、災害応急対策等が完了したときに廃止する。
- 3 区長は、自主的に区警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに危機管理監に報告するものとする。

(警戒配備の指示)

- 第10条 警戒本部長は、警戒本部を設置したときは、警戒対象部局の長に対し、警戒配備 を指示する。
- 2 警戒配備に関し必要な事項は、別に定める。

(情報連絡員の派遣)

第11条 警戒配備の指示を受けた警戒対象部局の長は、要綱第13条に定める情報連絡員を 速やかに警戒本部に派遣するものとする。

(災害対策本部への移行)

- 第12条 警戒本部長は、災害が本市の区域に重大な影響を与えると認められる場合、又は 災害が拡大するおそれがあると認められる場合は、その状況を市長に報告しなければな らない。
- 2 市長は、前項の報告を受けた場合、要綱第2条第1項第4号又は第6号に基づき災害 対策本部を設置するかどうかを速やかに判断するものとする。

(現地災害警戒本部)

- 第13条 警戒本部長は、局部的な災害又は特定の地域における応急対策活動を実施する必要があると認めるときは、警戒本部の事務の一部を行う組織として現地災害警戒本部 (以下「現地警戒本部」という。)を置くことができる。
- 2 現地警戒本部長は、警戒対象部局の部長職にある者から警戒本部長が指名する。
- 3 現地警戒本部長は、現地警戒本部要員として、必要に応じて関係する局又は区の職員 の派遣を求めることができる。
- 4 現地警戒本部は次に掲げる事務を行う。
  - (1) 被災地における情報の収集及び伝達
  - (2) 被災地における関係機関との連絡及び調整
  - (3) その他現地の警戒及び応急対策上必要な事項
- 5 警戒本部長は、現地警戒活動が完了したときに現地警戒本部を廃止する。 (区現地災害警戒本部)
- 第14条 区警戒本部長は、現地の警戒活動等を実施するため必要があると認めるときは、 区現地災害警戒本部(以下「区現地警戒本部」という。)を置くことができる。
- 2 区現地警戒本部長は、区警戒本部長が指名する。
- 3 区警戒本部長は、区現地警戒本部を設置し、又はこれを廃止したときは、直ちに危機 管理監に報告するものとする。
- 4 区現地警戒本部については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

(情報連絡体制の強化)

- 第15条 危機管理監は、災害の情報収集にあたって、次の場合で警戒配備に至らないと判断したときは、警戒対象部局の長に対し、情報連絡体制の強化(警戒対象部局が関係職員の連絡体制を確保し、自ら災害等の情報収集に努める体制とすることをいう。)を指示することができる。
  - (1) 市内で震度4の地震が発生したとき
  - (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき
  - (3) その他危機管理監が必要と認めるとき
  - 2 情報連絡体制の強化の指示及び連絡等は、関係各局・各区に対し、災害対策連絡表 (様式2)により通知する。

(防災実施計画の作成)

第16条 警戒対象部局の長は、仙台市地域防災計画に基づき作成する防災実施計画を作成 し、警戒本部が設置された場合の対応として次に掲げる事項について、災害区分に応じ 具体的に定めておくものとする。

- (1) 災害時の組織及び任務に関する事項
- (2) 職員の配備計画に関する事項
- (3) 所管事務に係る活動内容に関する事項
- (4) その他災害対策活動に必要な事項 (その他)
- 第17条 この要領に定めるもののほか、警戒本部の設置及び運営等に関し、必要な事項は、 別に定める。

附則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。 附 則

この要領は、平成10年4月1日から実施する。 附 即

この要領は、平成11年4月1日から実施する。 附 則 (平成12年4月1日改正)

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 (平成13年3月28日改正)

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則 (平成15年3月31日改正)

この要領は、平成15年4月1日から実施する。 附 則 (平成18年3月27日改正)

この要領は、平成18年4月1日から実施する。 附 則 (平成19年3月28日改正)

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成22年3月30日改正)

この要領は、平成22年4月1日から実施する。 附 則 (平成24年3月30日改正)

この要領は、平成24年4月1日から実施する。 附 則 (平成25年3月29日改正)

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年3月31日改正)

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年9月30日改正)

この要領は、平成26年10月1日から実施する。 附 則 (平成27年3月31日改正)

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (平成28年3月31日改正)

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成28年7月11日改正)

この要領は、平成28年7月11日から実施する。 附 則 (平成31年3月29日改正)

- この要領は、平成31年4月1日から実施する。 附 則 (令和2年3月26日改正)
- この要領は、令和2年4月1日から実施する。
  - 附 則 (令和3年3月30日改正)
- この要領は、令和3年4月1日から実施する。
  - 附 則 (令和5年3月31日改正)
- この要領は、令和5年4月1日から実施する。

# 別表(第5条関係) 警戒対象部局

区分	警 戒 対 象 部 局
(1)地震災害の場合	危機管理局 総務局 市民局 健康福祉局
	  こども若者局 経済局 文化観光局 都市整備局
	  建設局 消防局 教育局 水道局 交通局
	ガス局 各区
(2)津波災害の場合	危機管理局 総務局 市民局 健康福祉局
	こども若者局 経済局 消防局 教育局
	交通局 ガス局 宮城野区 若林区
(3)大雨、洪水の災害の場合	危機管理局 総務局 まちづくり政策局
	財政局 市民局 健康福祉局 こども若者局
	環境局 経済局 文化観光局 都市整備局
	建設局 会計室 消防局 教育局 水道局
	交通局 ガス局 各区
(4)大雪の災害の場合	危機管理局 総務局 市民局 健康福祉局
	こども若者局 経済局 都市整備局 建設局
	消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局
	各区
(5)暴風の災害の場合	危機管理局 総務局 健康福祉局 こども若者局
	経済局 建設局 消防局 各区
(6)地盤災害の場合	危機管理局 総務局 健康福祉局
	都市整備局 建設局 消防局 関係区
(7)道路災害の場合	危機管理局 総務局 健康福祉局 建設局
	消防局 関係区
(8)海上災害の場合	危機管理局 総務局 環境局 消防局
	宮城野区 若林区
(9)その他の災害の場合	その都度指定する局及び区

第 号

# 警 戒 指 示 書

警戒本部長

年 月 日 時 分に発生した災害に伴い,次のと おり警戒指示を発令する。

記

- 1. 指示日時 年 月 日 時 分
- 2. 指示先
- 3. 指示内容
- 4. その他

# 様式2 (第15条関係)

# 災 害 対 策 連 絡 表

発信時刻	月	日(	)	時	分	発信者名			
受信時刻	月	日(	)	時	分	受信者名			
通信方法	7	有線電話	•	無線	•	ファクシミリ	•	その他	
		桪	Ŕ						
							危	機管	理 監
件	3								
<備考>									

### 非常配備等に関する要領

(平成9年3月31日助役決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市災害対策本部運営要綱(平成9年3月31日市長決裁)(以下「要綱」という。)第 12条第3項及び仙台市災害警戒本部運営要領(平成9年3月31日助役決裁)(以下「要領」という。)第10条 第2項及び第15条の規定に基づき、非常配備及び警戒配備等における配備基準及び配備体制等に関し、必要 な事項を定めるものとする。

(警戒配備等)

- 第2条 情報連絡体制の強化、警戒配備の基準及び体制は、別表1のとおりとする。
- 2 情報連絡体制の強化の指示は、災害対策連絡表をもって行うものとする。
- 3 情報連絡体制の強化の伝達は、危機管理局危機対策課長から警戒対象部局の庶務主管課長(区を除く。)及び区民生活課長に行うものとする。
- 4 情報連絡体制の強化は、予測された災害発生の危険が解消したときに解除し、災害が発生した場合について警戒配備に切り替える。
- 5 警戒配備の指示は、要領第3条第5項に規定する警戒指示書をもって行うものとする。
- 6 警戒配備の伝達は、危機管理局危機対策課長から警戒対象部局の庶務主管課長(区を除く。)及び区民生活課長に行うものとする。
- 7 警戒対象部局の長は、警戒配備に伴う職員の配備状況等を定期的に危機管理監に報告するものとする。
- 8 警戒配備は、予測された災害発生の危険が解消したときに解除し、災害発生後において、被害の拡大が予想されるときに非常配備に切り換える。

(非常配備)

- 第3条 非常配備の基準及び体制は、別表2のとおりとする。
- 2 非常配備の指令は、要綱第2条第5項に規定する防災指令書をもって行うものとし、文書による伝達を行う暇がない場合は、電話、庁内放送又は防災無線等により行うものとする。
- 3 非常配備の伝達は、本部事務局長から部の庶務班長及び区本部の総務班長に行うものとする。
- 4 各部長及び各区本部長(以下「部長等」という。)は、非常配備に伴う職員の配備状況を定期的に危機管理監に報告するものとする。
- 5 非常配備は、本市の区域において予想された災害発生の危険に変化が生じた際には、配備区分を変更し、 又は解除する。

(自主配備)

- 第4条 局長及び区長(以下「局長等」という。)は、災害に係る情報を覚知し、職員の動員が必要と認める ときは、自主的に配備を行うことができる。
- 2 局長等は、前項の規定により警戒配備又は非常配備を行った場合は、速やかにその旨を危機管理監に報告 するものとする。

(勤務時間外における配備の伝達)

- 第5条 勤務時間外における警戒配備又は非常配備の伝達は、各局の庶務主管課長及び各区の区民生活課長に 行うものとする。
- 2 通信施設等の障害により伝達の手段が確保できない場合は、報道機関の放送等を活用して伝達するものと

する。

(職員の支援要請)

- 第6条 部長等は、所管する事務を処理するため、部及び区本部職員以外の職員の支援が必要な場合は、本部 長に職員の支援を要請することができる。
- 2 前項の要請は、支援要請書(様式)又は各局区防災実施計画に定める様式により行うものとする。
- 3 本部長は、第1項の要請があった場合、他の部長等と協議し、速やかに支援職員を派遣するものとする。 (職員の自主参集)
- 第7条 職員は、勤務時間外において警戒配備又は非常配備の基準に該当する災害が発生し、又は発生することが予想される事態を知り得たときは、警戒配備の指示又は非常配備の指令の有無にかかわらず、定められた計画に基づき自主的に参集するものとする。
- 2 職員は、突発的な大規模災害が発生し、交通の途絶及び道路の破損等により、指定された参集場所に参集 しがたいときは、一時的に居住地直近の区役所、総合支所等に参集し、その後、上司の指示に従って防災活 動を行うものとする。

(参集を要しない職員)

第8条 休職又は停職中の職員、育児休業中の職員、会計年度任用職員(危機管理局の災害対応職員を除く。) 、その他所属長が参集困難であると認める職員は、参集を要しないものとする。

(配備計画)

- 第9条 局長等は、警戒配備時の人員及び非常配備時に配備体制をとるべき班及び人員等を事前に定めておく ものとする。
- 2 局長等は、勤務時間外における連絡網を定めておくものとする。
- 3 局長等は、突発的な大規模災害に備え、所属職員の居住地等を把握し、必要に応じ、参集場所を事前に指定しておくものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、警戒配備及び非常配備に関し、必要な事項は、別に定める。 (適用除外)

第11条 警戒配備及び非常配備の基準に関し、こども若者局(保育所に限る。)、消防局、教育局(学校に限る。)、水道局、交通局、ガス局及び市立病院は別の定めにより行うものとする。

(兼任者の参集について)

第12条 兼任者の参集については該当する所属間で調整するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から実施する。
- 2 非常配備体制等に関する要領(平成元年11月21日助役決裁)は、廃止する。

附則

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成11年4月1日から実施する。

附則

- この要領は、平成15年4月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成18年4月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成24年4月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成25年4月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成25年8月30日から実施する。 附 則
- この要領は、平成26年4月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成26年10月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成29年4月1日から実施する。附則(令和2年3月26日)改正
- この要領は、令和2年4月1日から実施する。 附 則 (令和3年3月30日)改正
- この要領は、令和3年4月1日から実施する。 附 則 (令和4年3月31日) 改正
- この要領は、令和4年4月1日から実施する。附 則 (令和5年3月31日)改正
- この要領は、令和5年4月1日から実施する。

#### 別表1(第2条関係)

区分	配備基準	配備体制
情報連絡 体制の強化	(1) 市内で震度4の地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害 発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が関係職 員の連絡体制を確保し、 状況により自ら災害情 報等の収集に努める体 制
警戒配備	(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に 災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組 織的に実施する必要があるとき (3) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき (4) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害の情報収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制

# 別表2 (第3条関係)

区分	配備基準	配備体制
非常1号配 備	(1) 市内で震度 5 弱の地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報(暴風特別警報、暴風 雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表 されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に 災害が発生し、かつ、拡大するおそれがある とき((3)の場合を除く。) (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災 害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めるとき	災害情報の収集・伝達、 警戒活動及び災害施できる 急対策活動が実施できる 上位配備といる。 と位し、各部む1/3 の職員を もってこれに の職員 を 充てる
非常2号配 備	(1) 市内で震度 5 強の地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が 本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大する おそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めるとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる
非常3号 配 備	(1) 市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、 又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めるとき	全職員を配備し、組織 の総力あげて対処する 体制とする

年 月 日

# 支援要請書

本部長 宛て

要請者名

年 月 日 時 分に発生した災害の応急対策活動 にあたり、次のとおり職員の支援を要請します。

人数	職種	応援の内容	要請期間

※ 特記事項

# 都市の防災化関連資料

# 1 仙台市の都市計画

# (1) 用途地域

令和5年4月1日現在

第一種	低層住	居専	用地	域	5, 458	ha
第二種	低層住	居専	用地	域	5. 9	ha
第一種	中高層自	居専	用地	域	734	ha
第二種	中高層自	: 居専	用地	域	1,572	ha
第一	種 住	居	地	域	2,956	ha
第二	種 住	居	地	域	2,509	ha
準	住 居	坩	也	域	64	ha
近 隣	商	業	地	域	981	ha
商	業	地		域	937	ha
準	工業	坩	也	域	1,098	ha
工	業	地		域	459	ha
工業	専	用	地	域	1,305	ha
	計		·		18,080	ha

- 2 市街地再開発事業、土地区画整理事業等面的整備事業
  - (1) 市街地再開発事業
    - ア 事業完了地区

○仙台駅東第一地	2区(組合施行)
施行区域	約 0.4 ha
昭和51年12月	都市計画決定
昭和52年 2月	組合設立認可
昭和52年 3月	建築工事着工
昭和54年 3月	建築工事竣工
│ ○仙台駅東第一・2号	号地区(組合施行)
施行区域 昭和53年11月	約 0.5 ha
昭和53年11月	都市計画決定
昭和56年 5月	組合設立認可
昭和56年 5月	建築工事着工
昭和58年 2月	建築工事竣工
○長町三丁目地	区(個人施行)
施行区域 昭和63年 4月	約 0.2 ha
昭和63年 9月	
平成元年 6月	
平成 2年12月	建築工事竣工
○河原町一丁目西:	地区(組合施行)
施行区域	約 0.5 ha
平成 2年 5月	都市計画決定
平成 3年 3月	組合設立認可
平成 4年 9月	
平成 7年 2月	建築工事竣工
○仙台駅北部第一南	地区(仙台市施行)
施行区域 昭和59年12月	約 1.7ha
昭和59年12月	都市計画決定
昭和63年 5月	事業計画決定
平成 7年 3月	建築工事着工
平成10年 3月	建築工事竣工

○由由二丁日第二十	40万(知入坛行)
〇中央一丁目第一片	
施行区域	約 0.5 ha
昭和51年12月	
昭和53年 2月	組合設立認可
昭和55年 5月	建築工事着工
昭和57年 1月	
○一番町四丁目第一	州区 (組入協行)
	約 0.9 ha
昭和54年10月	
昭和57年 4月	組合設立認可
昭和60年 3月	建築工事着工
昭和62年 3月	建築工事竣工
○花京院一丁目第三	.地区(個人施行)
17 / / 15	約 0.3 ha
昭和63年 2月	都市計画決定
平成元年 2月	
平成元年10月	
平成 3年 9月	
○国分町三丁目第一	
施行区域	約 0.4 ha
平成 4年 8月	都市計画決定
平成 5年 2月	組合設立認可
平成 6年 9月	建築工事着工
平成 8年 8月	
○北仙台駅第一地	
施行区域	
平成 4年12月	都市計画決定
平成 6年 6月	組合設立認可
平成 7年10月	
平成11年 3月	建 栄 丄 爭 塅 丄

○長町駅前第一地	也区(組合施行)
施 行 区 域	約 1.2 ha
平成 6年11月	都市計画決定
平成 8年 3月	組合設立認可
平成 9年 3月	建築工事着工
平成11年 3月	建築工事竣工
○本町二丁目2番5	也区(個人施行)
施行区域	約 0.2 ha
平成 8年 9月	都市計画決定
平成 8年12月	事業施行認可
平成 9年 7月	建築工事着工
平成10年 9月	建築工事竣工
○花京院一丁目第-	一地区(組合施行)
施行区域	約 0.9 ha
平成17年 6月	都市計画決定
平成18年 3月	組合設立認可
平成20年 3月	建築工事着工
平成22年 3月	建築工事竣工

○花京院一丁目第二	二地区(組合施行)
施行区域	約 0.9 ha
平成 7年 8月	都市計画決定
平成 8年 7月	組合設立認可
平成 9年 5月	建築工事着工
平成11年10月	建築工事竣工
○中央一丁目第二	
施行区域	約 0.6 ha
平成15年 7月	都市計画決定
平成16年10月	組合設立認可
平成18年 4月	建築工事着工
平成20年 7月	建築工事竣工
○一番町二丁目四種	番地区(組合施行)
施行区域	約 0.3 ha
平成21年 5月	都市計画決定
平成22年 11月	
平成23年 11月	建築工事着工
平成26年 7月	建築工事竣工

#### (2) 優良建築物等整備事業

ア 事業完了地区

○長町七	丁目西地区	
施行▷		約 0.8 ha
平成	8年10月	補助採択
平成	8年10月	工事着工
平成	9年 7月	工事竣工

# ○河原町地区(被災市街地優良建築物等整備事業) 施行区域 約 0.3 ha

平成24年11月 補助採択 平成24年12月 工事着工 平成25年12月 工事竣工

#### (3) 土地区画整理事業

ア 事業完了地区

施行区域 60.4 ha 昭和34年 3月 都市計画決定昭和35年 8月 事業計画決定昭和59年 1月 換 地 処 分

#### ○泉中央地区

施行区域 104.8ha 昭和54年 7月 都市計画決定 昭和55年 3月 事業計画決定 平成 6年 7月 換 地 処 分

〇仙台駅東第二地区(仙台市施 行)

施行区域 45.3 ha 昭和60年 3月 都市計画決定 昭和63年 4月 事業計画決定 平成27年 9月 換 地 処 分

○富沢駅周辺地区(仙台市施行)

施行区域 48.3 ha 平成 5年12月 都市計画決定 平成 7年 1月 事業計画決定 平成28年 6月 換 地 処 分

#### ○仙台駅東第一地区(仙台市施行)

施行区域 55.8 ha 昭和48年 1月 都市計画決定昭和48年 8月 事業計画決定平成 3年 4月 換 地 処 分

#### ○仙台港背後地地区

施行区域 258.5ha 平成 2年 11月 都市計画決定 平成 3年 7月 事業計画決定 平成26年 10月 換 地 処 分

○荒井地区(仙台市施行)

施行区域 149.9 ha 昭和60年12月 都市計画決定 昭和61年10月 事業計画決定 平成29年 9月 換 地 処 分

#### ○あすと長町地区(都市再生機構施行)

施行区域 82.0 ha 平成 7年11月 都市計画決定 平成 9年 5月 事業計画決定 平成 25年 6月 換 地 処 分

### ○蒲生北部地区(仙台市施行) 施行区域 92.1 ha 平成25年 3月 都市計画決定 平成26年 4月 事業計画決定 令和 3年 9月 換 地 処 分

# 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の特例措置による実施箇所

平成28年2月現在

番号	箇所名	位置	保全戸数 (戸)
1	北根1丁目	青葉区北根 1 丁目 1-24, 1-122, 1-123	2
2	台原3丁目	青葉区台原 3 丁目 3-49, 3-205	3
3	台原3丁目1	青葉区台原 3 丁目 108-50	3
4	旭ヶ丘2丁目 43	青葉区旭ヶ丘2丁目20-160	2
5	若葉町	太白区若葉町 42-144, 42-158, 60-895	4
6	鶴ヶ谷東2丁目	東2丁目 宮城野区鶴ヶ谷東2丁目 41-1, 41-2, 41-3	
7	燕沢東3丁目	宮城野区燕沢東3丁目 345-6, 345-11, 345-19	3
8	東仙台1丁目	宮城野区東仙台1丁目320-3,320-46	3
9	松森明神	泉区松森字明神 22-49,22-50,22-51,22-52	4

# 造成宅地滑動崩落緊急対策事業による実施箇所

平成30年4月現在

区名	事業区域	住所	区名	事業区域	住所
	赤坂2丁目	青葉区赤坂2丁目4~8街区		中山2丁目第2	青葉区中山2丁目37・38街区
	±+=0===	青葉区赤坂2丁目31・32街区		中山5丁目	青葉区中山5丁目7・8・10~13街区
	赤坂3丁目	青葉区赤坂3丁目19・20街区		中山台3丁目	青葉区中山台3丁目12~15街区
	あけぼの町	青葉区あけぼの町3街区		八幡6丁目第2	青葉区八幡6丁目3・5街区
	旭ヶ丘1丁目第1	青葉区旭ヶ丘1丁目38・43街区		東勝山1丁目	青葉区東勝山1丁目2・3・6~9街区
	旭ヶ丘2丁目第1	青葉区旭ヶ丘2丁目41・42・44~46街区		果勝山□□日	青葉区北根4丁目
	旭ヶ丘2丁目第2	青葉区旭ヶ丘2丁目11・12・33~36街区 青葉区旭ヶ丘2丁目18・20~23街区 青葉区旭ヶ丘2丁目2~4・16~18街区		東勝山3丁目第1	青葉区東勝山3丁目28街区
	旭ヶ丘2丁目第4			藤松第1	青葉区藤松4・8・9街区
	旭ヶ丘2丁目第5			双葉ヶ丘1丁目第1	青葉区双葉ヶ丘1丁目24・39・40・42~44街区
	荒巻字青葉	青葉区荒巻字青葉		双葉ヶ丘1丁目第2	青葉区双葉ヶ丘1丁目19・20・23・26・27街区
	荒巻本沢3丁目第1	青葉区荒巻本沢3丁目20街区		双葉ヶ丘1丁目第3	青葉区双葉ヶ丘1丁目2・15~18街区
		青葉区滝道4•5街区	青葉	双葉ヶ丘1丁目第4	青葉区双葉ヶ丘1丁目11~14・31~34街区
	荒巻本沢3丁目第2	青葉区荒巻本沢3丁目18・19街区	一	双葉ヶ丘1丁目第5	青葉区双葉ヶ丘1丁目3~5街区
	荒巻本沢3丁目第3	青葉区荒巻本沢3丁目19~21街区		双葉ヶ丘2丁目	青葉区双葉ヶ丘2丁目1~3・6~11街区
	折立4丁目	青葉区折立4丁目5・6街区		水の森1丁目第1	青葉区水の森1丁目3・5・6・9・10・12・14街区
	11 77 4 1 11	青葉区折立5丁目1・4街区		水の森1丁目第2	青葉区水の森1丁目23・26~28街区
	折立5丁目	青葉区折立5丁目5~9街区		みやぎ台2丁目第2	青葉区みやぎ台2丁目32・33街区
	折立6丁目	青葉区折立6丁目6・10・19街区		折立5丁目第2	青葉区折立5丁目13~15・17街区
	貝ヶ森1丁目第2	青葉区貝ヶ森1丁目22~25・28・29街区		北根黒松	青葉区北根黒松3・4・7街区
	貝ヶ森1丁目第3			小松島2丁目	青葉区小松島2丁目7·8街区
	貝ヶ森1丁目第4	────────────────────────────────────		小松島新堤	青葉区小松島新堤10・11街区
1	貝ヶ森3丁目	青葉区貝ヶ森3丁目14・15・19・21・22街区		桜ヶ丘3丁目	青葉区桜ヶ丘3丁目36・37街区
	川内三十人町	青葉区川内三十人町		西花苑2丁目	青葉区西花苑2丁目11街区
青	北根2丁目第1	青葉区北根2丁目3・4街区		吉成2丁目第1	青葉区吉成2丁目19~21・31街区
葉区	北根2丁目第2	青葉区北根2丁目2・4街区		吉成2丁目第2	青葉区吉成2丁目19・31街区
	北根3丁目第2	青葉区北根3丁目7~11街区		安養寺1丁目第1	宮城野区安養寺1丁目4・5・20街区
	北根黒松第1	青葉区北根黒松7・9・10街区		安養寺1丁目第2	宮城野区安養寺1丁目35~38街区
	北根黒松第2	青葉区北根黒松18街区		岩切字若宮	宮城野区岩切字若宮前11・52街区
	小松島4丁目	青葉区小松島4丁目13・25・30街区		小鶴1丁目第1	宮城野区小鶴1丁目15~17街区
	桜ヶ丘1丁目	青葉区桜ヶ丘5丁目2・18~22街区		小鶴1丁目第2	宮城野区小鶴1丁目6街区
	桜ヶ丘2丁目	青葉区桜ヶ丘2丁目6・7・10~13街区		燕沢2丁目第1	宮城野区燕沢2丁目15~17街区
	桜ヶ丘4丁目第1	- 日第1		燕沢2丁目第2	宮城野区燕沢2丁目15・17街区
	桜ヶ丘4丁目第2	青葉区桜ヶ丘4丁目4~6・16~20街区		燕沢2丁目第3	宮城野区燕沢2丁目15・17・22街区
	西花苑1丁目	青葉区西花苑1丁目22・34~36街区		燕沢2丁目第4	宮城野区燕沢2丁目15・17・18・22街区
		青葉区栗生2丁目4街区	宮城	燕沢2丁目第5	宮城野区燕沢2丁目15・17・18街区
	台原3丁目	青葉区台原3丁目1街区	野	燕沢2丁目第6	宮城野区燕沢2丁目3・10街区
	高野原1丁目(南)	青葉区高野原1丁目6・7街区	区	燕沢3丁目第1	宮城野区燕沢3丁目4・6・12街区
	高野原1丁目(北)	青葉区高野原1丁目3・4街区		燕沢3丁目第2	宮城野区燕沢3丁目14~15・17街区
	高野原2丁目	青葉区高野原2丁目5~9・11街区		燕沢3丁目第3	宮城野区燕沢3丁目17・18街区
	高松3丁目第2	青葉区高松3丁目22街区		燕沢3丁目第4	宮城野区燕沢3丁目9~11・21街区
	千代田町	青葉区千代田町9街区		鶴ヶ谷1丁目	宮城野区鶴ヶ谷1丁目29・30・32・33街区
		青葉区北山3丁目6街区		鶴ヶ谷3丁目第2	宮城野区鶴ヶ谷3丁目14・18街区
	中山1丁目第1	青葉区中山1丁目12・13・16~24街区	[中山1丁目12·13·16~24街区		宮城野区鶴ヶ谷東4丁目10~12街区
		青葉区中山5丁目1~4街区			宮城野区東仙台1丁目9~12-15街区
		青葉区滝道25~27·35~37·46·47街区		東仙台1丁目	宮城野区東仙台1丁目16~18街区
	中山1丁目第2	青葉区中山1丁目4·5街区		東仙台1丁目	宮城野区東仙台1丁目14~16-18-19街区
	中山のエロ祭1	青葉区中山2丁目8~10街区		-	•
	中山2丁目第1	青葉区中山4丁目3街区			

# 造成宅地滑動崩落緊急対策事業による実施箇所

平成30年4月現在

青山1丁目     太白区青山1丁目7~9・11~13・16 18~22・25~27・31街区     明石南2丁目 泉区明石南2丁目1・8・9名 旭丘堤2丁目第1 泉区旭丘堤2丁目6・12~ 旭丘堤2丁目第2 泉区旭丘堤2丁目6・12~ 旭丘堤2丁目第2 泉区旭丘堤2丁目8・32名 地丘堤2丁目第2 泉区旭丘堤2丁目8・32名 地丘堤2丁目第2 泉区旭丘堤2丁目8・32名 泉ヶ丘5丁目 泉区泉ヶ丘5丁目18・31名 泉中央3丁目第2 泉区泉中央3丁目12・13名 泉中央3丁目第2 泉区泉中央3丁目12・13名 泉中央3丁目第3 泉区泉中央3丁目16・28名 泉中央3丁目第3 泉区泉中央3丁目16・28名 泉中央3丁目第3 泉区泉中央3丁目16・28名 泉中央3丁目第3 泉区泉中央3丁目16・28名 北西区大蟒町15街区 大白区大蟒町15街区 東京加茂5丁目 泉区加茂5丁目 泉区加茂5丁目12・21~2 北中山1丁目 泉区北中山1丁目20・23・北中山1丁目 泉区北中山1丁目 泉区北中山3丁目15・25~	
18~22·25~27·31街区   加丘堤2丁目第1   泉区旭丘堤2丁目6·12~   加丘堤2丁目第2   東区旭丘堤2丁目6·12~   地丘堤2丁目第3   泉区旭丘堤2丁目23·26·   泉ヶ丘5丁目   泉区泉ヶ丘5丁目18·31往   泉中央3丁目第2   泉区泉ヶ丘5丁目18·31往   泉中央3丁目第2   泉区泉中央3丁目12·136   泉中央3丁目第2   泉区泉中央3丁目12·136   泉中央3丁目第3   泉区泉中央3丁目16·286   泉中央3丁目第3   泉区泉中央3丁目16·286   泉区泉中央3丁目第3   泉区泉中央3丁目16·286   泉区加茂2丁目   泉区加茂2丁目   泉区加茂2丁目   泉区加茂5丁目   泉区加茂5丁目   泉区加茂5丁目   泉区加茂5丁目   泉区加茂5丁目   泉区北市山1丁目   泉区北市山1丁目   泉区北中山1丁目20·23・	FIX.
青山2丁目第2   大田区青山2丁目27・28街区   旭丘堤2丁目第2   泉区旭丘堤2丁目23・26・26节日     青山2丁目第3   太白区青山2丁目27街区   泉ヶ丘5丁目   泉区泉ヶ丘5丁目18・31往 泉中央3丁目12・13役 泉中央3丁目第2   泉区泉中央3丁目12・13役 泉中央3丁目第2   泉区泉中央3丁目12・13役 泉中央3丁目第2   泉区泉中央3丁目12・13役 泉中央3丁目第2   泉区泉中央3丁目16・28役 加茂2丁目 泉区加茂2丁目34・35街区 加茂5丁目   泉区加茂2丁目34・35街区 加茂5丁目 泉区加茂5丁目12・21~2 泉区 加茂5丁目 泉区加茂5丁目12・21~2 北中山1丁目 泉区北中山1丁目20・23・26・26 日本 東京	
青山2丁目第3     太白区青山2丁目27街区     泉ヶ丘5丁目     泉区泉ヶ丘5丁目18・31億       大塒町     太白区大塒町14~20・23・24街区 太白区声の口10街区     泉中央3丁目第2 泉中央3丁目第2     泉区泉中央3丁目12・13億       恵和町     太白区恵和町7~10・13~16・19~22・25・26街区 太白区大塒町15街区     加茂2丁目     泉区加茂2丁目34・35街区 加茂5丁目     泉区加茂5丁目12・21~2 北中山1丁目     泉区北中山1丁目20・23・	
大塒町     太白区大塒町14~20・23・24街区 太白区芦の口10街区     泉中央3丁目第2 泉中央3丁目第3     泉区泉中央3丁目12・136 泉中央3丁目第3     泉区泉中央3丁目16・286 加茂2丁目     泉区加茂2丁目34・35街区 加茂5丁目     東区加茂2丁目34・35街区 泉区加茂5丁目12・21~2 北中山1丁目     泉区加茂5丁目12・21~2 泉区加茂5丁目12・21~2	
大的回り 太白区芦の口10街区 泉中央3丁目第3 泉区泉中央3丁目16・28名   恵和町 太白区恵和町7~10・13~16・19~22・25・26街区 太白区大塒町15街区 加茂2丁目 泉区加茂2丁目34・35街区   長嶺 太白区長嶺12・13街区 北中山1丁目 泉区北中山1丁目20・23・	_
恵和町     太白区惠和町7~10・13~16・19~22・25・26街区 太白区大塒町15街区     加茂2丁目     泉区加茂2丁目34・35街区 加茂5丁目     泉区加茂5丁目12・21~2 泉区加茂5丁目12・21~2       長嶺     太白区長嶺12・13街区     北中山1丁目     泉区北中山1丁目20・23・	
患利則 太白区大塒町15街区 加茂5丁目 泉区加茂5丁目12·21~2   長嶺 太白区長嶺12·13街区 北中山1丁目 泉区北中山1丁目20·23·	
長嶺 太白区長嶺12·13街区 北中山1丁目 泉区北中山1丁目20·23·	
■ 「「「「「「「「「」」」」 「「「」」 「「」」 「「」 「「」 「」 「「」 「」	
#	
萩ヶ丘第3 太白区萩ヶ丘1・2街区 北中山3丁目・4丁目 泉区北中山3丁目14~16	
羽黒台第1 太白区羽黒台13~20街区 泉区北中山4丁目19街区	
<u>羽黒台第2</u> 太白区羽黒台3-5-6街区 黒松1丁目 泉区黒松1丁目15-16-23	•29•30街区
人来田1丁目第1 太白区人来田1丁目21~26街区 黒松2丁目第1 泉区黒松2丁目1・2街区	
ひより台 太白区ひより台5・6・9街区 黒松2丁目第2 泉区黒松2丁目7・10~12	街区
松ヶ丘第1 太白区松ヶ丘4・5街区 黒松3丁目第1 泉区黒松3丁目9・10街区	
松ヶ丘第2 太白区松ヶ丘12・13・20・21・28街区 黒松3丁目第2 泉区黒松3丁目4・7・8・10	
縁ヶ丘2丁目 太白区縁ヶ丘2丁目3~5·8~10街区 黒松3丁目第3 泉区黒松3丁目4~7街区	
太白区緑ヶ丘1丁目14~16街区 将監9丁目 泉区将監9丁目5・6・8街區	₹
緑ヶ丘3丁目   太白区緑ヶ丘3丁目1·2·5·6·9·20·22~30街区   松陵5丁目   泉区松陵5丁目9·10街区	
太白区緑ヶ丘3丁21·25~27街区 住吉台西3丁目第1 泉区住吉台西3丁目17·1	8街区
白 区 緑ヶ丘4丁目 太白区緑ヶ丘4丁目9~13・15~17・20・23街区 住吉台西3丁目第2 泉区住吉台西3丁目6~8	街区
□ ★白区青山2丁目22·23街区 泉区高森6丁目第1 泉区高森6丁目22·23街区	₹
茂ヶ崎3丁目 太白区茂ヶ崎3丁目5~8街区 区 高森6丁目第2 泉区高森6丁目19・20街區	₹
茂庭台5丁目 太白区茂庭台5丁目3~5街区 鶴が丘2丁目第2 泉区鶴が丘2丁目22・23名	5区
太白区茂庭字梨野西57街区 七北田字八乙女 泉区東黒松15~19街区	
八木山香澄町第1 太白区八木山香澄町6~9・12街区 八乙女21街区	
八木山香澄町第2 太白区八木山香澄町16・17街区 南光台1丁目第1 泉区南光台1丁目1・3~6	街区
太白区向山1丁目19街区 南光台1丁目第2 泉区南光台1丁目28・33~	~37街区
八木山東1丁目 太白区八木山東1丁目6・7・19街区 南光台3丁目第2 泉区南光台3丁目16~22	街区
太白区西の平2丁目13~15街区 南光台3丁目第3 泉区南光台3丁目24~26	•28街区
八木山東2丁目 太白区八木山東2丁目21·22·25·26街区 南光台4丁目 泉区南光台4丁目11~15	・19・21街区
八木山本町1丁目第1 太白区八木山本町1丁目4・5街区 南光台6丁目 泉区南光台6丁目21~23	街区
太白区桜木町4街区 泉区松森字不動	
八木山本町1丁目第2 太白区八木山本町1丁目1~6街区 南光台東1丁目第1 泉区南光台東1丁目18・1	9・22・23街区
八木山本町1丁目第3   太白区八木山本町1丁目24~26·29街区   南光台東3丁目第2   泉区南光台東3丁目2·12	•15•16街区
八木山本町1丁目第4 太白区八木山本町1丁目21~23街区 南光台南2丁目第1 泉区南光台南2丁目9-10	-26~28街区
八木山本町2丁目第2 太白区八木山本町2丁目4~10・27街区 南光台南3丁目第1 泉区南光台南3丁目9・10	街区
八木山松波町第1 太白区八木山松波町5・7~9街区 南光台南3丁目第2 泉区南光台南3丁目3・6・	8~12·17~20街区
大个山花成山 東黒松 泉区東黒松24~28街区 東黒松 泉区東黒松24~28街区	
八木山南1丁目第1 太白区八木山南1丁目1-5-6-13街区 歩坂町第1 泉区歩坂町35~43街区	
八木山南1丁目第2 太白区八木山南1丁目街区7·9·10~12街区	
八木山南4丁目 太白区八木山南4丁目3・4街区 泉区松陵1丁目27街区	
歩坂町第3 泉区歩坂町33·48·50·51	街区
泉区南光台6丁目31街区	
松森字明神	
紫山5丁目 泉区紫山5丁目32・33街区	₹



を基本に、津波の河川遡上を考慮して作成してお 避難のために必要な事項をまとめています。

し、天きな揺れや長い揺れを感じたり、津波情報を 得た場合は、直ちに避難ができるように備えてくだ 

# 

や選難場所の内容が異なりますので、破棄してください。 があっしサイクルできますので、雑がみとして分別してください。)

# 

- めて持ち出せるようにしておきましょう。
  - しらして、このできます。また。 こここの また ここの また ここの できな とく かに通じるルートを 事 実室や出入口付近の家具を固定するなど、外に通じるルートを 産保しておきましょう。
- ホオ゚ ピポ ロ゙ホル、 ヤボ ロラハト、ポ サジパ 寒い時期の避難に備え、防寒着、毛布、カイロ等も用意しましょう。



っ ほるにおきまでんたつ 津波情報伝達システム(屋外拡声装置)や こままで 広報車などの情報のほか、テレビやラジオ

むきまくてき じょうぼう しゅうしゅう 有極的に情報を収集しましょう

# **うなみ** ひなん ばいず ま げんち かくにん **を 洋波から避難する場所を決め、現地を確認しておき**

▲屋外拡声装置

っ なるしようほうでんだっ おくがいがくせいそう 5 ●津波情報伝達システム (屋外拡声装置)

などから積極的に情報を収集しましょう。

サイレンや音声で、津波情報や避難情報などを一斉に放送します。

詳しくはこちら→

<u>14の数部以メール</u> 海域所 2016年7月22日 008040分表 2016年7月22日 2017年7月22日 2017年7月22日

thoran av b ca castrates tho law 携帯電話等に津波情報を配信します。

もの都の淡メール

ばれられ、いまり 事前登録が必要です。

まんきゅうそくほう 緊急速報メート

おきましょう。

※加売のであるからで、ションでは多ができます。このでは、ままりでは、いまないのであるができませんであり、津波注意報や津波警報、大津波警報発表時に、避難情報が配信されます。



# 

- ば 直ちに
- 想定にとらわれず、



詳しくはこちら→

閲覧できます。

いる避難情報や避難所を確認することができます。

© なんはきほうでも b せんだい避難情報電話サービス

詳しくはこちら→

the to the tension of the tension

# # ラルト ロ セメメ 危機管理局ツイッター

はないであった。 携帯電話やスマートフォンを持たない世帯の固定電話へ、災害などの発生時に、避難

usjatu es sk usjusja 詳細や登録方法などは仙台市ホームページ(防災・緊急情報)をご覧ください。

お問い合わせ: 危機管理局危機対策課 8022-214-3049 cases じき styrth はいい しかいからない いたられば を自動音声により配信します。事前登録が必要です。

詳しくはこちら→

●原則、徒歩で避難しましょう。

●「<sup>≩</sup>漩が来るぞー!」「逃げるぞー!」などと大声で∲び むけながら、奉先して避難しましょう。



(https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kurashi/anzen/saigaitaisaku/sonaete/joho/index.html) 

っぱっぱっぱまり、 く は、さまさっぱりば ばいこう 88 から証し きまかの発生した場合は、繰り返し到達し、第1波より第2波以降が大きい可能性もあります。 っなおひれほうとう ゕぃヒょ ● 津波警報等が解除されるまで、気を緩めずに、安全な場所から離れないようにしましょう。

スルボー ユセッ スルボ ゚゚レル ゚ ゚ エ。 ゚゚ ス#シ ゚ 。ショーショーシッシッシッシ メスス ゚ ゚ ヒ。 エ。 ゚ スカダ)の場合も、同様に情報収集を行い、避難してください。

ましょう

●とっさに行動できるよう、日頃から避難する場所を決めてお き、避難ルートや昇り口などを事前に確認しておきましょう。

していが、 自宅以外でも、学校、勤務先などからの避難場所も確認して

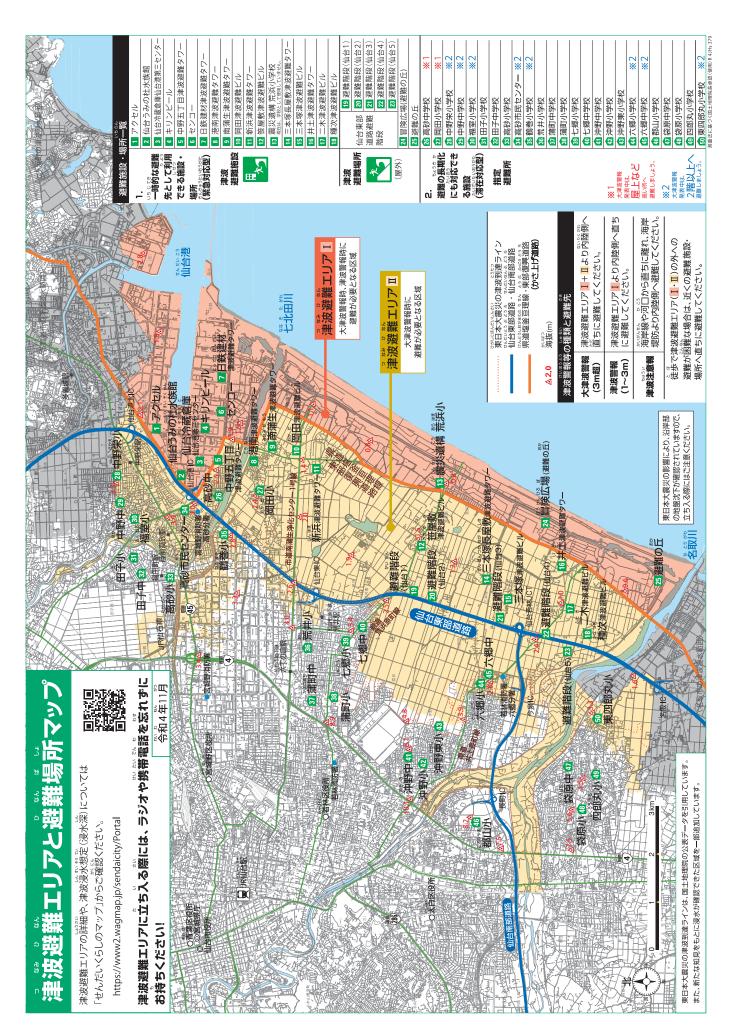
ひなんれん ●避難訓練などの防災訓練に毎年参加しましょう。

- 津波情報を待たずに避難しましょう。
- いまが、一般である。
  - 避難しましょう。



こ ば conscious p pt conscious p pt conscious p pt conscious conscious conscious conscious conscious pt conscious con で作成しています。

問い合わせ



資料3-3 (2/2)

#### 仙台市総合防災訓練基本方針

(平成28年6月30日 危機管理監決裁)

(目的)

第1条 この方針は、大規模災害時の被害を軽減するため、年間を通じ本市が実施する防災訓練及び訓練 の基本的な方針等を定めるものとする。

(訓練種別及び訓練の位置付け)

- 第2条 訓練の種別は次のとおりとし、これらの訓練全体を仙台市総合防災訓練として位置付けるものとする。
  - (1) 震災初動対応訓練
  - (2)「市民防災の日」仙台市総合防災訓練
  - (3) 風水害対応図上訓練
  - (4) 帰宅困難者対応訓練
  - (5) 各地区総合防災訓練
  - (6)「津波防災の日」津波避難訓練
  - (7) 防災・減災強化月間にかかる訓練
  - (8) その他全市的に実施する防災訓練

(訓練内容等)

- 第3条 各訓練の内容及び実施時期等は、次のとおりとする。
  - (1) 震災初動対応訓練

ア内容

各局・区における震災初動期の体制や対応について確認を行う。

イ 実施時期

年度当初

(2)「市民防災の日」仙台市総合防災訓練

ア内容

「自助」、「共助」、「公助」それぞれの充実と連携の強化を図ることを目的として、防災関係機関による実動訓練や多くの市民が参加する各種訓練を実施する。

イ 実施時期

6月12日「市民防災の日」を中心とした日

ウ 実施場所 市内各所

(3) 風水害対応図上訓練

ア内容

風水害への対応力向上を目的に、本部事務局員及び情報連絡員等による図上訓練を実施する。

イ 実施時期

6月または7月

#### (4) 帰宅困難者対応訓練

ア内容

東日本大震災時における帰宅困難者への対応における課題を踏まえ、仙台駅周辺帰宅困難者対策 連絡協議会等と連携し、避難誘導や情報伝達等の訓練を行う。

イ 実施時期

9月1日「防災の日」を中心とした日

ウ 実施場所

IR仙台駅、IR長町駅、地下鉄泉中央駅及びその周辺

(5) 各地区総合防災訓練

ア内容

地域の防災力向上を図ることを目的に、震災や大規模水害等を想定した避難所運営訓練や、発災対応型訓練を実施する。

イ 実施時期

9月の「防災・減災強化月間」を中心とした日

ウ実施会場

青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区、宮城総合支所管内の6地区

(6)「津波防災の日」津波避難訓練

ア内容

津波発生時における避難行動の定着を図ることを目的に、津波避難訓練や広報訓練を実施する。

イ 実施時期

11月5日「津波防災の日」を中心とした日

ウ実施場所

本市の東部沿岸地域

(7) 防災・減災強化月間にかかる訓練等

ア内容

市民の防災意識及び防災・減災力の向上を目的に、地域ごとに各種訓練等を実施する。

イ 実施時期

「防災・減災強化月間」内

(防災・減災強化月間)

- 第4条 6月、9月、11月を「防災・減災強化月間」と位置付け、主に次の取組みを推進するものとする。
  - (1) 地域と学校等が連携して行う避難所運営訓練等の全市的展開
  - (2) 住民や自主防災組織が連携した、地域で想定される災害等に応じた防災訓練
- (3) マンション防災マニュアルに基づく自主防災活動の啓発
- (4) 幼稚園、小・中学校等における防災教育
- (5) 市民センター等における防災・減災啓発
- (6) 地域主体の津波避難計画の作成、津波避難訓練の実施
- (7) 地域版避難所運営マニュアルの整備に向けた支援

(実施要綱等の策定)

- 第5条 仙台市総合防災訓練を円滑に実施するため、訓練の実施時期及び訓練項目等を定めた実施要綱を 策定するものとする。
- 2 各区及び宮城総合支所においては、本方針及び実施要綱に基づき、所管する地区において実施する総合防災訓練の実施要領を、毎年度作成するものとする。

(その他)

- 第6条 大規模災害発生等の特別な事由があった場合は、訓練を中止できるものとする。
- 2 この方針に定めるもののほか、訓練の実施に必要な事項は別に定める。

附則

- 1 本方針は、平成28年7月1日から実施する。
- 2 仙台市総合防災訓練等の取扱要綱は、廃止する。

附則

本方針は、平成29年2月23日から実施する。

附 則(令和3年1月7日改正)

本方針は、令和3年4月1日から実施する。

#### 仙台市総合防災訓練実施要綱

(令和3年1月7日 危機管理監決裁)

#### 1 目的

大規模災害から命を守り、市民生活の安全・安心を確保するためには、東日本大震災や台風等による豪雨災害を踏まえ、家庭(自助)、地域(共助)、公的機関(公助)それぞれの充実と連携の強化を図り、自助、共助、公助による訓練等を年間通してバランスよく実施し、市民の総合力による防災の実現を目指す。

#### 2 震災初動対応訓練

(1)目的

地域防災計画及び各局・区防災実施計画に基づいた非常参集伝達訓練及び初動対応訓練を実施し、震災初動対応の充実強化を図る。

(2)訓練想定

市内で大規模な地震が発生し、宮城県沿岸に大津波警報が発表された。

- (3) 非常参集伝達訓練
  - ア 実施時期
    - 4月下旬
  - イ 訓練の重点事項

職員の安否確認や非常参集の伝達訓練を実施し、初動対応体制構築までを確認する。

- (4) 初動対応訓練
  - ア 実施時期及び場所
    - 4月下旬

各局・区及び災害情報センター他

- イ 訓練の重点事項
  - ・各部情報連絡室及び各区災害対策本部を立ち上げ、職員の参集状況及び「震災時 初動対応チェック表」に基づく初動対応体制の確認を行う。
  - ・震災初動期における本部事務局及び各部・区等との情報伝達方法、災害対策本部 本部員会議の運営等についての確認を行う。

#### 3 「市民防災の日」仙台市総合防災訓練

(1) 仙台市シェイクアウト訓練

ア目的

全市民を対象として家庭、職場や学校などで各自が一斉にシェイクアウト訓練(身体保護訓練)を行うとともに、事業所内及び家庭内備蓄(内容、量など)を確認し、 地震発生時における初動対応力の向上を図る。

イ 実施時期及び場所

6月12日の「市民防災の日」を中心とした日 市内各所

#### ウ 訓練想定

市内で大規模な地震が発生した。

#### エ 訓練の重点事項

- ・全市一斉に指定時刻にシェイクアウト訓練(身体保護訓練)を実施し、「市民防災 の日」における全市的な取組みとしての定着を目指す。
- ・シェイクアウト訓練の実施とあわせて、各家庭や各事業所において食料物資の備蓄や物資の確認、家具の転倒防止等の確認を行い、災害への備えを再確認する。

#### オーその他

- ・市庁舎においては、来庁者に対し、シェイクアウト訓練への参加を呼びかける。
- ・各課公所及び各学校においては、特段の事情がない限り本訓練を実施することとする。

#### (2) 防災関係機関等連携実動訓練

#### ア目的

防災関係機関等と実践的な訓練を通して更なる連携強化を図るとともに、地域防災の中心となる仙台市地域防災リーダー(以下、「SBL」という。)等の参加を得て実施することにより、総合的な防災力の向上を図る。

#### イ 実施時期及び場所

6月12日の「市民防災の日」を中心とした日

市内指定箇所

#### ウ 訓練想定

市内で大規模な地震が発生し、また、市内では火災が多数発生し、ライフラインが途絶するなど被害が甚大である。

#### エ 訓練の重点事項

- ・大規模災害発生時における防災関係機関や応援協定締結団体等の連携を確認する。
- ・地域防災の中心となる S B L 等が訓練により得た経験を地域の防災訓練へ反映することにより、地域防災力の向上につなげる。

#### 4 風水害対応図上訓練

#### (1)目的

大雨時等における初動体制の確保や災害対応手順の確認を行い、職員の災害対応力の 向上及び災害対応体制の充実強化を図る。

#### (2) 実施時期

6月または7月

#### (3)会場

青葉区役所4階 災害情報センターほか

#### (4)訓練想定

大雨により市内では土砂災害や道路冠水が多発し、河川氾濫の恐れ等も高まっている。

#### (5)訓練の重点事項

- ・災害発生時における初動体制の確保及び風水害時初動対応チェック表を活用した 初動対応を確認する。
- ・避難勧告等の発令手順及び各情報通信ツールの配信手順を確認する。
- ・避難所開設準備等に係る情報伝達及び避難所集約・報告の手順を確認する。

・地域防災計画、各局・区防災実施計画及び各種マニュアルを検証する。

#### 5 帰宅困難者対応訓練

(1)目的

交通機関の途絶による帰宅困難者の発生を想定した避難誘導、一時滞在場所の安全確認・受入、情報伝達等の訓練を行い、帰宅困難者への対応力向上を図る。

(2) 実施時期

防災週間(8月30日から9月5日まで)を中心とした日

(3) 実動訓練会場

JR仙台駅周辺、JR長町駅周辺、地下鉄泉中央駅周辺、災害情報センター

(4)訓練想定

大規模災害の発生により、すべての交通機関が停止し、駅周辺に帰宅困難者が多数発生している。

(5)訓練の重点事項

ア JR仙台駅周辺

仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会、関係事業者・機関の協働による訓練の実施により、対応策を確認するとともに、「仙台駅周辺帰宅困難者対応指針」の改善に反映させていく。

- ・避難誘導及び一時滞在場所運営
- •情報提供
- 関係機関連携

#### イ JR長町駅周辺

長町駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会、関係事業者・機関の協働による訓練の実施により、対応策を確認するとともに、「長町駅周辺帰宅困難者対応指針」の改善に反映させていく。

- 避難誘導及び一時滞在場所運営
- •情報提供
- 関係機関連携
- ウ 地下鉄泉中央駅周辺

本市及び地下鉄泉中央駅周辺の関係事業者・機関による情報伝達訓練等を実施する。

- (6) その他
  - 訓練に関する詳細は各駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会で決定する。

#### 6 各地区総合防災訓練

(1)目的

自主防災訓練・避難所開設・運営訓練等の訓練項目をより一層充実させ、地域防災力の更なる向上を図る。

- (2) 実施時期及び場所
  - ・9月の防災・減災強化月間を中心とした日
  - ・青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区、宮城総合支所管内の6地区で実施
- (3)訓練想定

各地区において、地震や水害など地域の実情や要望に応じて設定する。

- (4)訓練の重点事項
  - ・当該地域で作成した「地域版避難所運営マニュアル」に基づく避難所開設・運営

訓練を実施する。

- ・各家庭や隣近所を対象とした自主防災・発災対応型訓練を実施する。
- ・町内会、SBLなど、地域主体による防災体制を確認する。
- ・児童生徒が、防災に関する知識を得る機会とする。

#### (訓練内容の例)

ア 家庭内安全チェック等(各家庭での自助の取り組み確認を行う。)

- ・地震発生時の身体保護の実施
- ・ 家具の転倒防止等の確認
- ・家庭内備蓄及び非常持出袋の確認
- ・避難時の戸締りや通電火災防止の確認
- ・避難先及び避難ルートの確認 など
- イ 発災対応型訓練(隣近所や自主防災組織の協力による応急活動を行う。)
  - ・安否確認、避難支援、消火活動、救助活動及び応急手当の実施
  - ・避難経路上における危険(路面崩壊や大雨による浸水)を想定した避難行動
  - ・応急処置やAEDを用いた心肺蘇生 など
- ウ 避難所運営訓練(地域版避難所運営マニュアルの実践、検証を行う。)
  - ・地域版避難所運営マニュアルに基づく指定避難所等の開設・運営
  - ・感染症対策を踏まえた避難者の受付及び目的に応じた避難スペースの確保、その 他避難者の体調に応じた避難スペースへの誘導等の実践
  - ・指定避難所・コミュニティ防災センターにおける備蓄物資や防災資機材等の点検 や操作
  - ・防災行政用無線を活用した情報伝達訓練
  - ・指定動員職員による避難所開設準備及び避難所担当課職員との引継ぎ
  - ・地震時と大雨時の開設・運営方法の違いの確認 など
- エ ライフライン途絶時の対応訓練(大規模災害によるライフラインの途絶時に必要な 知識を身につける。)
  - ・(電気)指定避難所の太陽光発電システムの運用
  - ・(水道)応急給水栓、非常用飲料水貯水槽からの給水、災害応急用井戸の確認
  - ・(ガス)ガスメーターの復旧方法展示
  - ・(電話)特設公衆電話の設置及び通話、災害用伝言ダイヤル171の活用 など
- (5) その他

各区及び宮城総合支所においては、毎年度、総合防災訓練の実施要領を作成する。

#### 7 津波避難訓練

(1)目的

津波から命を守ることを最優先とした避難行動の定着を図る。

(2) 実施時期

11月5日の「津波防災の日」を中心とした日

(3) 対象地域

本市東部(宮城野区、若林区、太白区)の津波避難エリアを中心とした地域

(4)訓練想定

市内で大規模な地震が発生し、宮城県沿岸に大津波警報が発表された。

(5)訓練の重点事項

#### ア 津波広報訓練

様々な方法による津波情報や避難情報の広報等を実施する。

- ・津波情報伝達システムによる避難広報
- ・ヘリコプターや広報車(消防署・団、区)による避難広報
- ・緊急速報メール、杜の都防災Web・メール、危機管理室Twitter等による津波情報 の配信
- ・宮城県警察による津波避難エリアへの交通規制
- ・宮城海上保安部巡視船による仙台港在港の船舶に対する避難広報 など

#### イ 津波避難訓練

#### (ア) 津波避難

津波避難エリア内に居住する市民や民間事業者等は、津波情報伝達システムや緊急速報メール等様々な媒体から津波情報を入手し、「津波からの避難の手引き」、地域で作成した津波避難計画や互いの助け合いにより、津波避難エリア外、津波避難施設、津波避難場所又は指定避難所等の安全な場所への避難を行う。

#### (イ) 津波避難先

・津波避難施設(19カ所)

アクセル、仙台うみの杜水族館、仙台冷蔵倉庫仙台港第三セクター、キリンビール、中野五丁目津波避難タワー、センコー、日鉄建材津波避難タワー、港南津波避難タワー、南蒲生津波避難タワー、岡田津波避難ビル、新浜津波避難タワー、笹屋敷津波避難ビル、震災遺構荒浜小学校、三本塚長屋敷津波避難タワー、三本塚津波避難ビル、井土津波避難タワー、二木津波避難ビル、種次津波避難ビル、横浜冷凍株式会社仙台物流センター

- ・津波避難場所(10カ所)
  - 仙台東部道路避難階段(5カ所)、避難の丘(4カ所)、冒険広場(避難の丘)
- ・指定避難所(22カ所)
- (宮城野区) 高砂中学校、岡田小学校、中野栄小学校、中野中学校、福室小学校、 高砂市民センター、鶴巻小学校
- (若林区) 蒲町中学校、蒲町小学校、七郷小学校、七郷中学校、沖野中学校、沖野 小学校、沖野東小学校、六郷小学校、六郷中学校、荒井小学校

(太白区) 郡山小学校、袋原中学校、袋原小学校、四郎丸小学校、東四郎丸小学校

#### (ウ) 避難者の受入れ訓練

各津波避難先の施設管理者、指定動員職員(指定避難所に限る)及び避難所担当 課職員(指定避難所に限る)は、近隣住民や企業関係者等の受入支援及び敷地内に おける避難誘導や情報伝達等の避難者支援、備蓄物資の取扱い確認等を行う。

#### 8 防災・減災強化月間を中心とした年間を通しての取組み

#### (1)目的

6月、9月、11月の「防災・減災強化月間」を中心に年間を通して次の取組みを推進し、市民の防災・減災力の向上につなげる。

(2) 地域と学校等が連携して行う避難所運営訓練等の全市的展開

地域団体や施設管理者、避難所担当課職員等により作成する「地域版避難所運営マニュアル」に基づき、仙台市連合町内会長会及び市立小・中・高等学校等と協力・連携し、市内全域での避難所運営訓練の実施を目標とする。なお、訓練の結果をもとに、「地

域版避難所運営マニュアル」の見直し等を行う。

(3) 住民、自主防災組織の連携による防災訓練

住民や自主防災組織が連携し、津波や水害、直下型地震など、それぞれの地域で想定 される災害や被害に応じた実践的な訓練を実施する。

(4)マンション防災マニュアルに基づく自主防災活動の啓発

立地状況や地域特性に応じた防災マニュアルの作成と防災訓練の実施を推進し、災害 発生時における避難行動の定着など、防災対応力の向上を目的とする。

(5) 幼稚園・保育所、小・中学校等における防災教育

本市の未来を担う児童・生徒が、早い時期から防災・減災について学び、災害の備えの大切さなどを身に付ける。

(6) 市民センター等における防災・減災啓発

地域の防災・減災の取組みを推進させることを目的として、市民センター等で行う防 災に関する説明会等により、自主防災活動への積極的な支援等を行う。

(7)地域主体の津波避難計画作成、津波避難訓練

地域特性に応じた津波避難計画を作成し、実災害時における迅速な避難行動に結びつけるとともに、計画に基づく訓練の実施を推進し、課題等を抽出・反映させることにより、計画の完成度を更に高める。

(8) 地域版避難所運営マニュアルの整備等に向けた支援

地域版避難所運営マニュアルの整備や訓練の実施を継続して支援していくとともに、 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定に向け支援していく。

(9) 災害時応援協定に基づく訓練等の実施

各種災害時応援協定に基づいた訓練の実施や要請手順の確認等を行い、協定締結先と の連携強化を図る。

#### 9 その他

市内において、大雨や地震等の自然災害をはじめ、多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態が発生するなどの特別な事由があった場合は、所要の運営体制等を踏まえ、訓練を中止できるものとする。

#### 附則

本要綱は、令和3年4月1日から実施する。

# 地域団体や自主防災組織等による個別訓練の種別

種別	項目	内 容	資 機 材	担当
情報収集・伝達訓練	情報収集訓練	地域内の被災状況や避難状況等の情報を正確かつ迅速に収集する。	・メガホン・ラジオ	本 部 •
	情報伝達訓練	地域住民から収集した情報を整理 し、自主防災組織本部へ報告する。 また、情報を区災害対策本部等と共 有する。	・筆記用具 ・トランシーバー ほか	情報連絡部
消火	消火器取扱い訓練	訓練用消火器等を使用し、オイルパンや標的に向けて放射する。	<ul><li>・訓練用消火器</li><li>・消火用バケツ</li><li>・水槽</li></ul>	消火部
訓練	バケツリレー訓練	消火用バケツ等を使用し、バケツリ レーにより消火する。	・オイルパン ・標的 ほか	
救出•	救 出 訓 練	バールやジャッキ等を使用し、転倒 家具や倒壊家屋から救出する。	・バール ・ジャッキ ・担架 ・毛布 ・救急医療セット ほか	救出救護部
救護訓練	救護訓練	救急医療セットや訓練用 AED を使用し、負傷者を応急手当する。		
避難誘導訓練	避難訓練	避難場所までの経路や時間、危険個 所等を確認する。	・防災マップ ・ハザードマップ ・非常持ち出し袋	避難誘導部
	避難誘導訓練	防災マップやハザードマップを使用 し、適切な避難行動を誘導する。	・メガホン ・トラロープ ほか	
給食•	給 食 訓 練	炊飯装置セットや給水タンク等を使 用し、炊き出しする。	<ul><li>・炊飯装置セット</li><li>・給水タンク</li><li>・給水袋</li></ul>	給食給水部
給水訓練	給水訓練	災害時給水施設の確認や災害時給水 栓の操作方法を確認する。	<ul><li>・アルファ米</li><li>・災害時給水栓セット</li><li>ほか</li></ul>	
避難所運営訓練	事 前 協 議	地域版避難所運営マニュアルの作成 及び適宜見直しを行い、地域で共有 する。	・避難所運営マニュアル	_
	避難所運営訓練	地域版避難所運営マニュアルに基づ いた実動訓練を行う。	• 指定避難所備蓄物資	

<sup>※</sup> それぞれの訓練において、コミュニティ防災センター備蓄資機材、学校備蓄品等の活用を図る。